

保育所における自己評価ガイドライン (2020 年改訂版)



厚生労働省
2020 年（令和 2）年 3 月

はじめに

「保育所における自己評価ガイドライン」は、2008（平成 20）年 3 月に告示された保育所保育指針（以下、「保育指針」という。）において、「保育の内容等の自己評価」として、保育士等は自らの保育実践を評価するよう努めること、またこれを踏まえて保育所は保育の内容等について自ら評価を行い、その結果の公表に努めることが示されたことなどを受けて、2009（平成 21）年 3 月に作成されました。

それから 8 年を経て、2017（平成 29）年 3 月に改定された保育指針では、「保育内容等の評価」とともに、「評価を踏まえた計画の改善」が示されました。よりよい保育の実現に向け、評価の結果を次の保育へ活かしていくことについて、記載内容の一層の充実が図られたと言えます。

また、保育指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上を図るため、2018（平成 30）年 5 月より、厚生労働省子ども家庭局において、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」（以下、「検討会」という。）が開催されています。検討会での議論について、同年 9 月にまとめられた「中間的な論点の整理」では、各現場が継続的に保育の充実や改善を図っていく上で、計画とそれに基づく実践を記録に基づき振り返り、子どもに対する気づきを得たり理解を深めたりしていく営みの重要性が指摘され、「振り返りを通じた質の確保・向上」が今後の具体的な検討課題の一つに位置づけられました。

こうしたことを受けて、今般、保育の各現場における保育内容等の評価に関する取組が、より保育の改善や組織としての機能強化に実効性あるものとなることに資するよう、本ガイドラインの改訂を行いました。

改訂に当たっては、検討会の下に設置した作業チームにおいて、保育所における自己評価の実態調査の結果等にも留意しつつ、見直しに関する作業・協議を行い、これをもとに改訂版の試案を作成しました。さらに、試案を用いた保育の現場での自己評価に関する取組の試行検証や試案についての検討会における議論を踏まえて加筆修正し、内容の確定に至りました。

保育所をはじめとする様々な保育の現場においては、本ガイドラインを十分に活用し、自己評価の取組を進め、保育の改善・充実を図るとともに、一人一人の保育士等の資質・専門性や職員間の協働性をより高めていくことが求められます。また、自己評価に取り組む過程での対話・交流や結果の公表を踏まえて、保護者や地域社会と保育について理解が共有されることが望まれます。保育内容等の評価に関する一連の取組を通じて、日々の保育がより充実したものとなり、子どもたちの豊かで健やかな育ちが保障されることを期待しています。

2020（令和 2）年 3 月

厚生労働省子ども家庭局保育課長
矢田貝 泰之

目 次

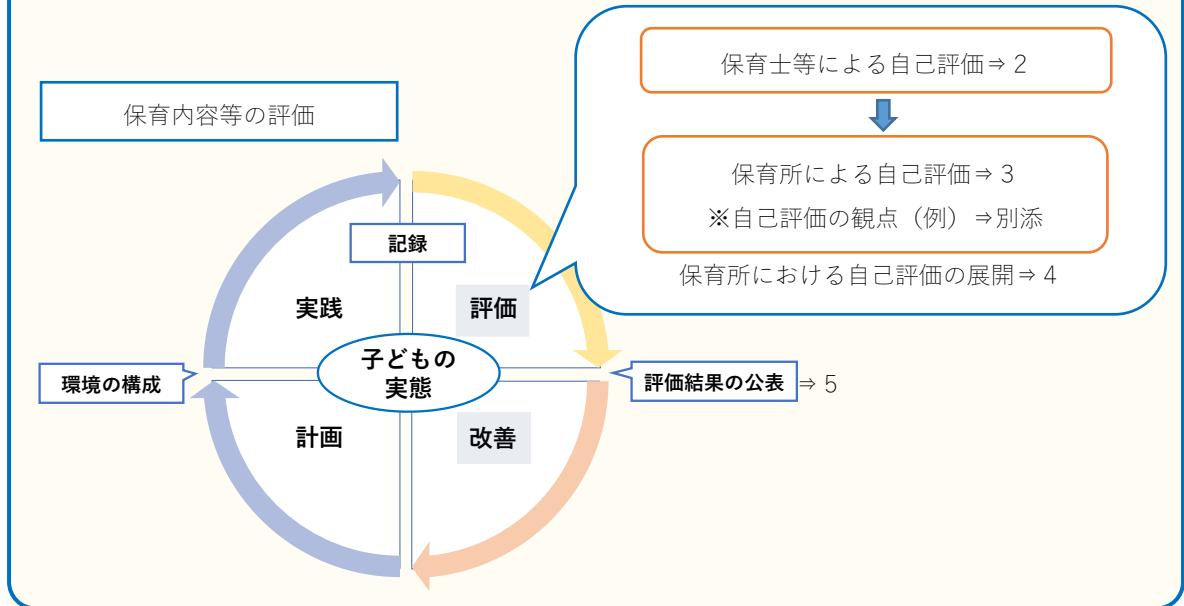
本ガイドラインの構成と主な内容について

1. 保育内容等の評価の基本的な考え方	1
(1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価	1
(2) 保育内容等の評価の目的と意義	4
(3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用	6
2. 保育士等による保育内容等の自己評価	9
(1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ	9
(2) 保育における子どもの理解	10
(3) 保育の計画と実践の振り返り	14
(4) 保育の改善・充実に向けた検討	17
3. 保育所による保育内容等の自己評価	20
(1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ	20
(2) 評価の観点・項目の設定	21
(3) 現状・課題の把握と共有	23
(4) 保育の改善・充実に向けた検討	24
4. 保育所における保育内容等の自己評価の展開	26
(1) 保育の記録とその活用	26
(2) 保育所における取組の進め方	28
(3) 自己評価の方法とその特徴	30
(4) 自己評価に当たって考慮すべき事項	33
5. 保育所における保育内容等の自己評価に関する結果の公表	35
(1) 自己評価の結果を公表する意義	35
(2) 自己評価の結果の公表方法	35
(3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項	36
別添. 保育内容等の自己評価の観点（例）	37
関係法令等	40

本ガイドラインの構成と主な内容について

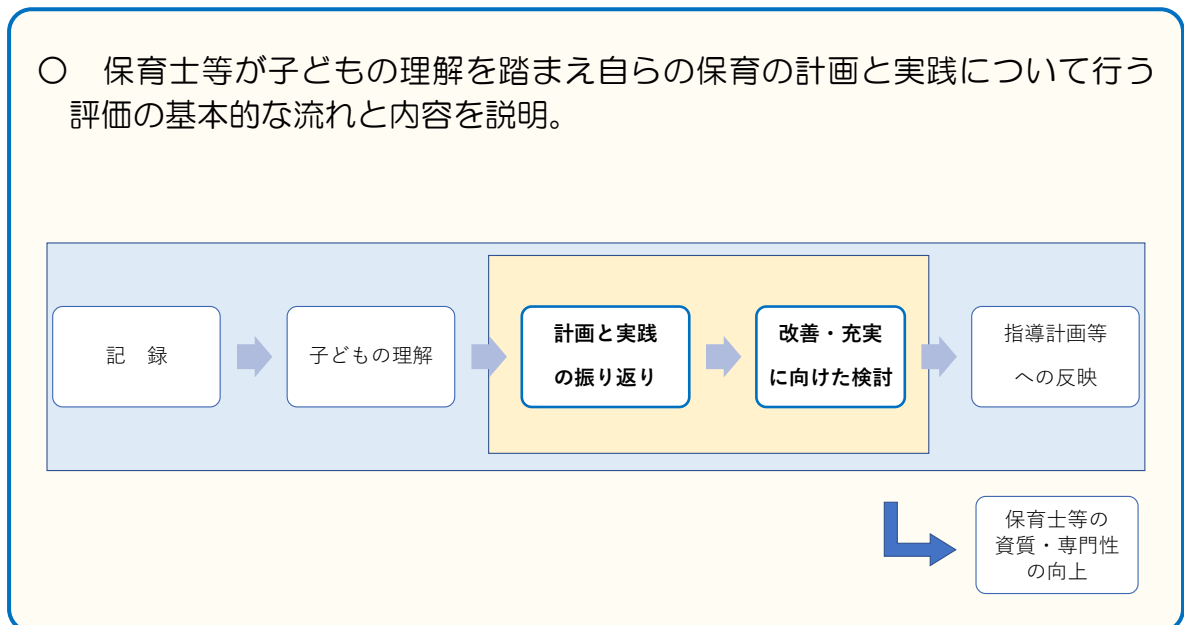
1. 保育内容等の評価の基本的な考え方

- 保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方を説明。



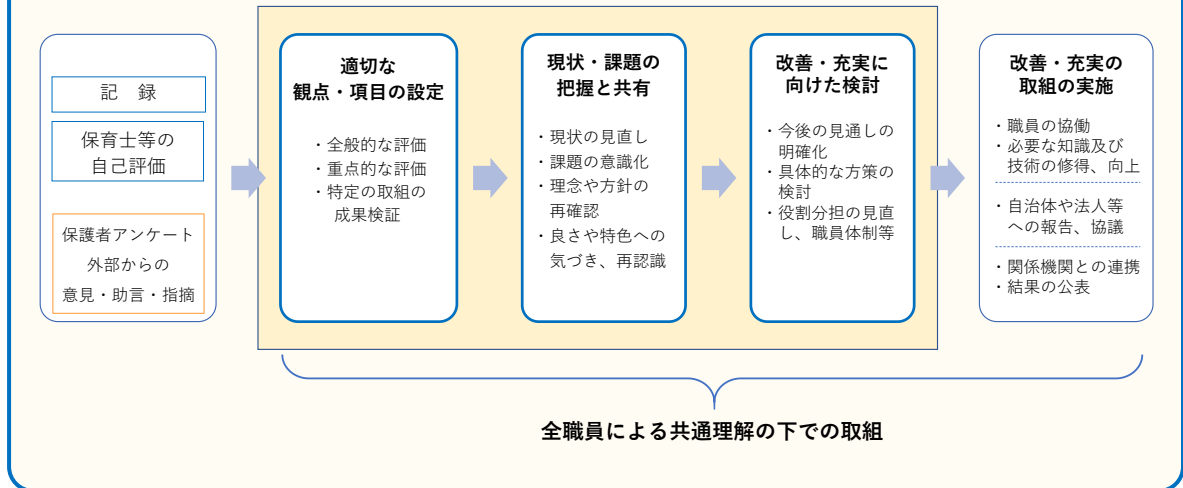
2. 保育士等による保育内容等の自己評価

- 保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容を説明。



3. 保育所による保育内容等の自己評価

- 保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価について、基本的な流れと内容を説明。



4. 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- 各保育所で保育の質の確保・向上に実効性のある評価の取組を展開していくために、実施に当たっての保育の記録の活用、保育所全体での評価の取組の進め方、評価の実施方法とその特徴、評価にあたって考慮すべき事項を説明。

5. 保育所における保育内容等の自己評価に関する結果の公表

- 保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義と方法の具体例、公表に当たっての留意事項を説明。

別添. 保育内容等の自己評価の観点（例）

- I 保育の基本的理念と実践に係る観点（例）
- II 家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る観点（例）
- III 組織運営・体制全般に係る観点（例）

1. 保育内容等の評価の基本的な考え方

(1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価

- 本ガイドラインでは、保育所保育指針に基づき、保育所の日常的な保育の過程に位置づけられる「保育内容等の評価」について、基本的な考え方と実施方法等を示します。
 - 目的（何のために評価を行うのか）…保育の質の確保・向上
 - 主体（誰が評価を行うか）…保育士等（個人）または保育所（組織）
 - ＝「保育士等の自己評価」「保育所の自己評価」
 - 対象（何を評価するか）…自らの保育の内容及びそれに関連する保育の実施運営の状況
 - 用途（結果を何に用いるのか）…全体的な計画、指導計画、研修計画等の作成や見直しとそれらに基づく保育の改善・充実に向けた取組の実施

（本ガイドラインにおける「評価」）

- 本ガイドラインは、保育所保育指針に基づき、「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」という保育の目標の下、保育の質の確保・向上を図っていくことを目的として、保育士等（個人）及び保育所（組織）が自らの保育内容等について行う評価の取組に資するよう、その基本的な考え方と実施方法等を示すものです。
- 保育所保育指針において、各保育所は、保育の全体像を包括的に示すものとして全体的な計画を作成し、これに基づく指導計画等を通じて保育を行うこととされています。本ガイドラインに示す「保育内容等の評価」では、まずこれら保育の計画と実践を振り返り、保育の内容とそれに密接に関連する保育の実施運営の状況について、現状・課題を把握します。その上で、保育所保育の基本的な考え方や各保育所の理念・目標等に照らして、改善すべきことやより充実を図っていきたいことを明らかにし、その具体的な方策等を検討します。

保育所保育指針（平成 29 年 厚生労働省告示第 117 号）（抜粋）

第 1 章 総則 3 保育の計画及び評価

(4) 保育内容等の評価

ア 保育士等の自己評価

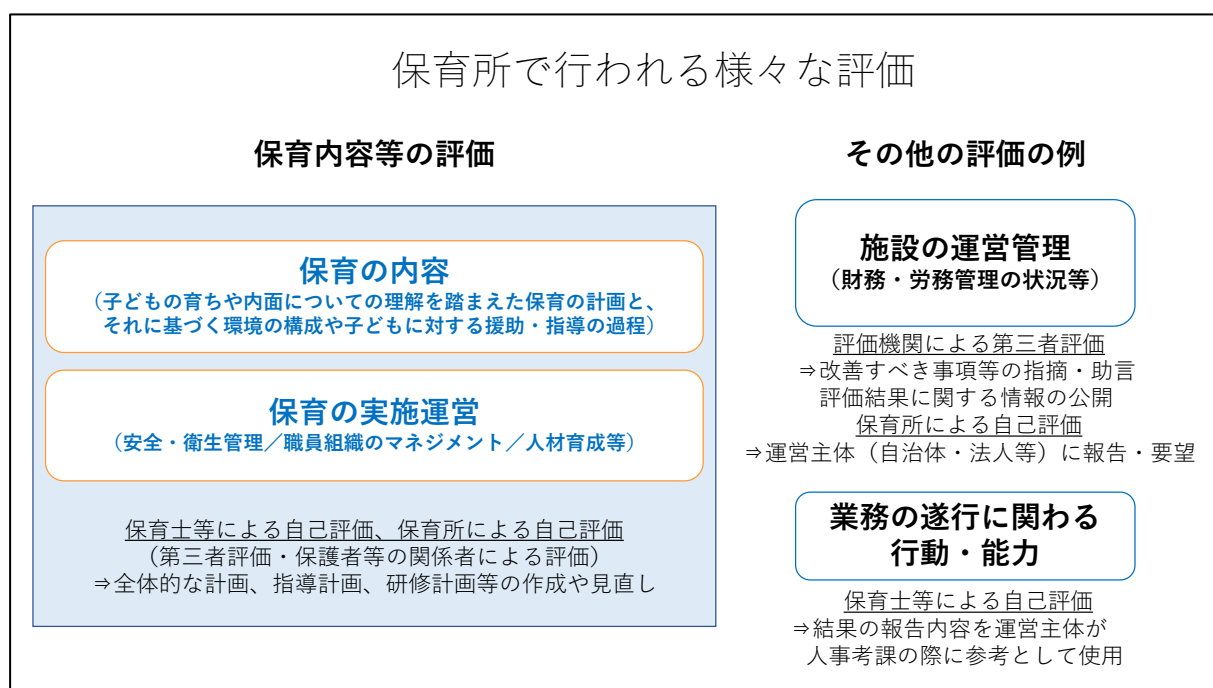
- (ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。
- (イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。
- (ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

イ 保育所の自己評価

- (ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- (イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。
- (ウ) 設備運営基準第 36 条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

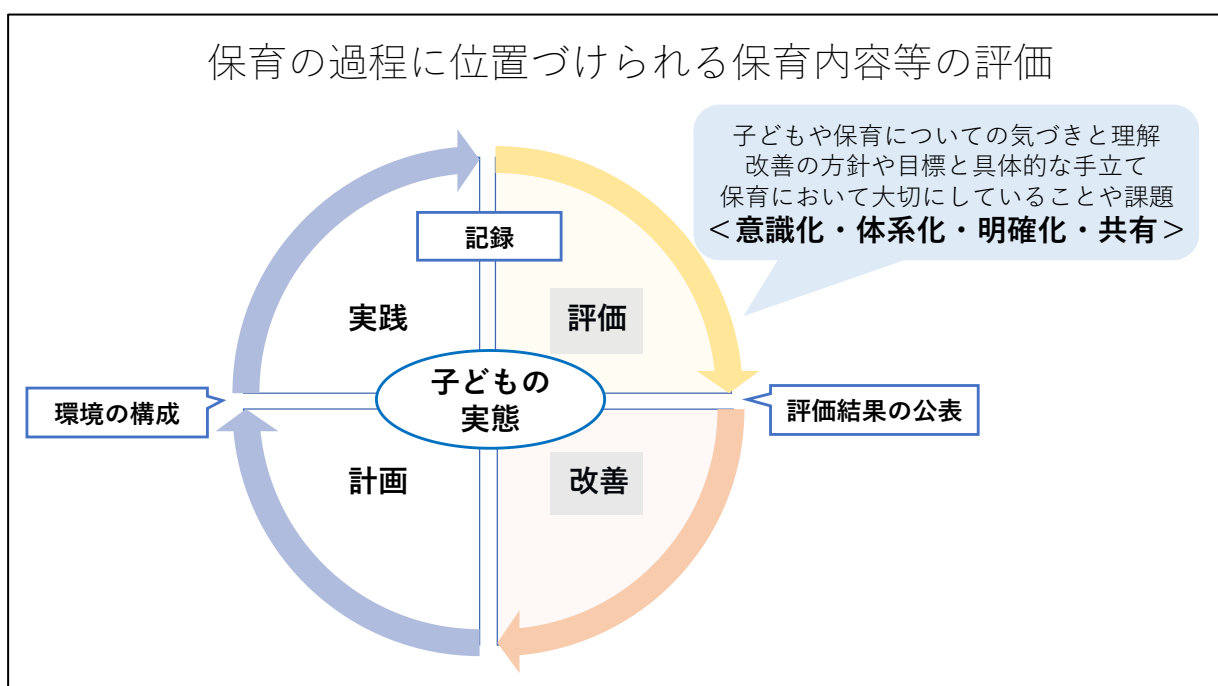
（保育所で行われる様々な「評価」の中の「保育内容等の評価」）

- 保育所で行われる「評価」には、その主体（誰が評価を行うのか）や対象（何を評価するのか）、主な用途（評価の結果をどのように活用するのか）によって、様々なものがあります。「保育内容等の評価」以外に保育所で行われる評価として、以下のような例が挙げられます。
- ・ 各保育所が児童福祉施設として適切に管理・運営されているか、外部の評価機関等が法令や一定の基準に照らして点検・確認し、改善すべき事項について指摘や助言を行うとともに、その結果に関する情報を利用者や地域に公開する。
 - ・ 各職員が職務内容や立場に応じて業務の遂行状況に関する自分の行動や能力を評定し、その結果に関する報告を保育所の運営主体が人事考課の際に参考にする。
- これらの様々な評価は、それぞれ全く別のものとしてではなく、対象の範囲に一部重なりがあったり互いに関連しあったりしながら実施されている場合もあります。「保育内容等の評価」は、評価の結果が実際に保育の改善や充実に生かされることが重要であり、このことについて各保育所で全職員が理解を共有した上で取り組むことが求められます。



（日常の保育の過程に位置づけられる「保育内容等の評価」）

- 各保育所においては、全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連し、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画が作成されます。保育内容等の評価は、これらと連動するものとして、保育活動の区切りとなるような時期を選び一定期間（月・期・年などの単位）の保育の展開・経過に対して行われるとともに、日々（1日・数日・週などの単位）の保育についても行われます。
- 保育内容等の評価において保育士等が保育を振り返ることは、子どもの行為・言葉の背景や保育士等の関わりなどについて、実践の最中には気がつかなかったことや直感的に感じ取っていたことを意識化することにつながります。こうした個々の実践の中で得られた子どもや保育についての気づきや理解は、振り返りの過程でのより深い省察や他の職員との語り合いなどを通じて、整理されたり関連づけられたりすることで、次第に体系的なものとなっていきます。
- また、保育の改善・充実に向けた検討を行う中で、目指すべき方向性やその具体的な手立てとともに、日頃の保育において自分あるいは自分たちの大切にしていることや課題となっていることも、改めて明確化されていきます。これらは、評価に関する職員間での対話や協議を通して、保育所の組織全体で共有されることになります。さらに、評価の結果とそれを踏まえた取組に関して保育所が情報を公開・発信することは、保育所の方針や姿勢、現在の状況などについて、保護者や地域住民等からの理解を得ることにつながります。
- 評価によって明確化された保育の改善・充実の方策は、全体的な計画や指導計画、研修計画等の作成や見直しに反映され、次の保育の展開に生かされます。このように、保育内容等の評価は、保育所における日常の保育の営みから切り離されて行われるものではなく、保育の循環的な過程の中に位置づけられるものです。



（２）保育内容等の評価の目的と意義

- 保育内容等の評価は、子どもの豊かで健やかな育ちに資する保育の質の確保・向上を目的として行われます。保育の過程の一環として、継続的に実施されることが重要です。
- 保育内容等の評価の意義：
 - ・保育士等が、子どもに対する理解を深め、保育の改善や充実が図られること
 - ・職員の資質・専門性の向上と職員間の相互理解や協働が図られること
 - ・評価結果の公表等により、保育所と関係者（保護者等）の間で子どもや保育についての理解が共有され、両者の連携が促進されること

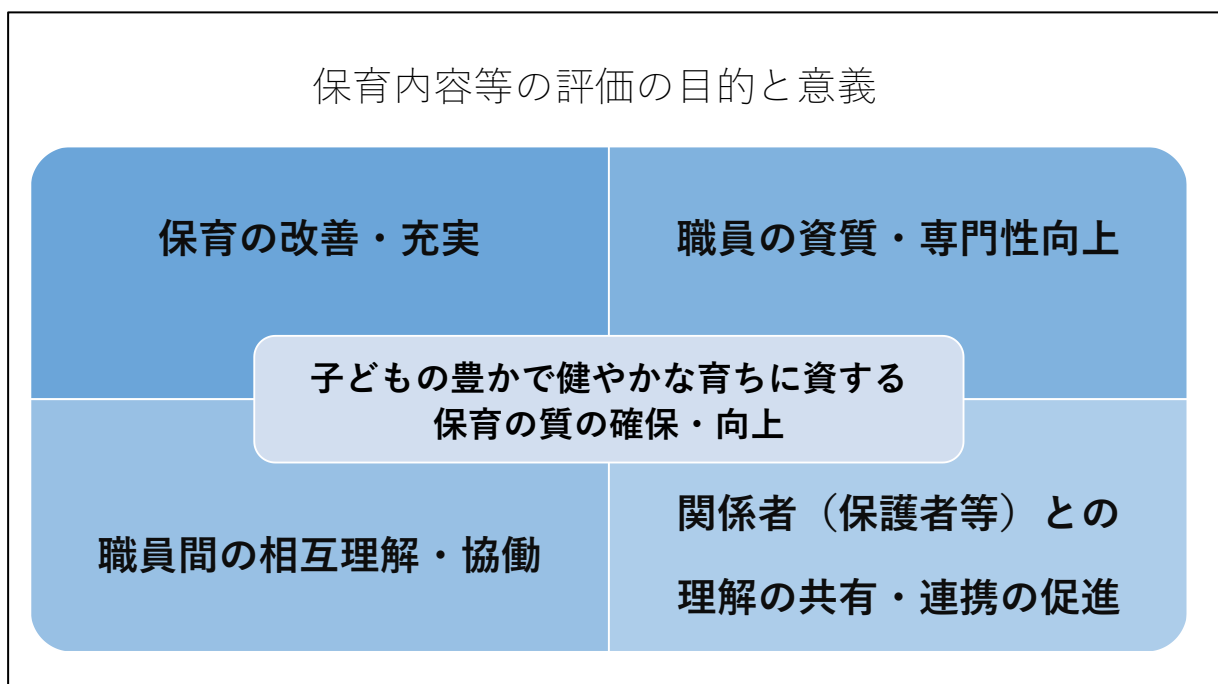
（子どもの豊かで健やかな育ちに資する保育の質の確保・向上）

- 保育所保育指針では、保育所について、「保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」としています（第１章１の(1)保育所の役割）。各保育所においては、一人一人の子どもが健康・安全に、安心して過ごすことができる環境を保障し、豊かで健やかな心身の育ちを支え促していくために、保育の質の確保・向上を図ることが求められます。
- 各保育所における保育は、保育所保育指針の示す保育の基本的な考え方と、それぞれの理念や方針を踏まえた上で、保育士等が子どもの育ちへの思いや願い、見通しを持ちながら、実際の子どもの状況や家庭・地域の実情等に即して行われます。そのため、保育の質の確保・向上に向けた取組は、ある一定の基準に達した時点で終わりというものではなく、日常の保育の中で継続して行われることが重要です。
- こうしたことを踏まえ、保育内容等の評価は、ある時点での保育の良し悪しを判断するためではなく、子どもの豊かで豊かな育ちに向けた保育を目指して、保育の計画や実践の質を確保・向上していくための取組であるという共通理解の下で行われることが求められます。保育の振り返りを通じて、子どもの生活や育ちの実態を改めて把握するとともに、「子どもにとってどうだったのか」という視座から保育を捉え直し、それをもとに保育の改善・充実を図っていくという循環が、日常的な保育の過程として常に繰り返されることに意味があります。

（保育内容等の評価の意義）

- 保育内容等の評価は、保育における子どもの理解（p. 10～13 参照）を踏まえて行われます。保育士等は、日々子どもとの関わりや記録をもとにした振り返りにおいて、子どもの姿を様々な視点や文脈に照らしながら、今育ちつつあることや行為の背景にある思いなどを探り、それをもとに保育の目標に対する現状や課題を把握して、改善・充実の手がかりを見出します。こうした子どもの理解とそれに基づく保育内容等の評価という一連の流れの積み重ねを通じて、実態に即した保育の改善・充実が図られるとともに、保育士等が子どもの育ちや内面を捉える視点もより深く、豊かなものとなっていきます。

- 一方で、保育の振り返りを通じて、保育士等が時に自身の子どもに向ける“まなざし”のあり方や保育の目標そのものを改めて問い直すということも重要です。自らの子どもへの関わりや、その根底にある子どもの捉え方、育ちへの願いといったことについての内省が、保育に携わる者としての資質・専門性の向上につながります。
- 保育内容等の評価に当たって、職員間で子どもや保育について語り合うことは、各職員が自園の保育の理念・方針等を再確認し、保育所全体の保育の内容に関して認識を深める機会でもあります。また、こうした保育内容等に関する対話は、一人一人の職員が自分以外の人の保育観や子どもの育ち・内面の読み取り方などに触れて、子どもや保育の捉え方の幅を広げていくきっかけとなり得るとともに、個々の経験に基づく実践的な保育の知識・技術を組織全体で共有していくことにもつながります。
- さらに、このように対話の場や機会を持ちながら保育内容等の評価に取り組む中で、職員同士がそれぞれの保育に関する思いや考えを理解し合い、互いに学び合う関係が作られることにより、各保育所において職員間の同僚性が培われるとともに、各々の経験や特性を生かした協働が図られ、組織としての機能が高められていきます。
- こうした保育内容等の評価の結果をもとに、各保育所が自園の保育に関する現状や課題をどのように捉え、どのような方向性や姿勢を持って保育の改善・充実に取り組もうとしているのかといったことを取りまとめて発信することは、保護者や地域住民等の関係者からの理解や協力を得ることにつながります。評価結果の公表を通じて、保育所と様々な関係者が保育の目標や内容について理解を共有することによって、保育の質の確保・向上に向けた様々な取組を進めていく上での両者の連携がより密接なものとなることが期待されます。



(3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

- 保育所における保育内容等の評価に当たっては、「保育士等の職員個人による自己評価」と、それを踏まえて「保育所が組織として実施する自己評価」が基本となります。
- これら自己評価の取組に加え、より多様な視点を取り入れる方法として、第三者評価等や公開保育・研修の機会等を活用することも考えられます。
- 保育の質の向上に向けて、様々な立場の人々が保育内容等の評価やそれにつながる取組に関与・参画する機会を互いに関連づけながら展開し、保育所における取組全体の充実を図っていくことが重要です。

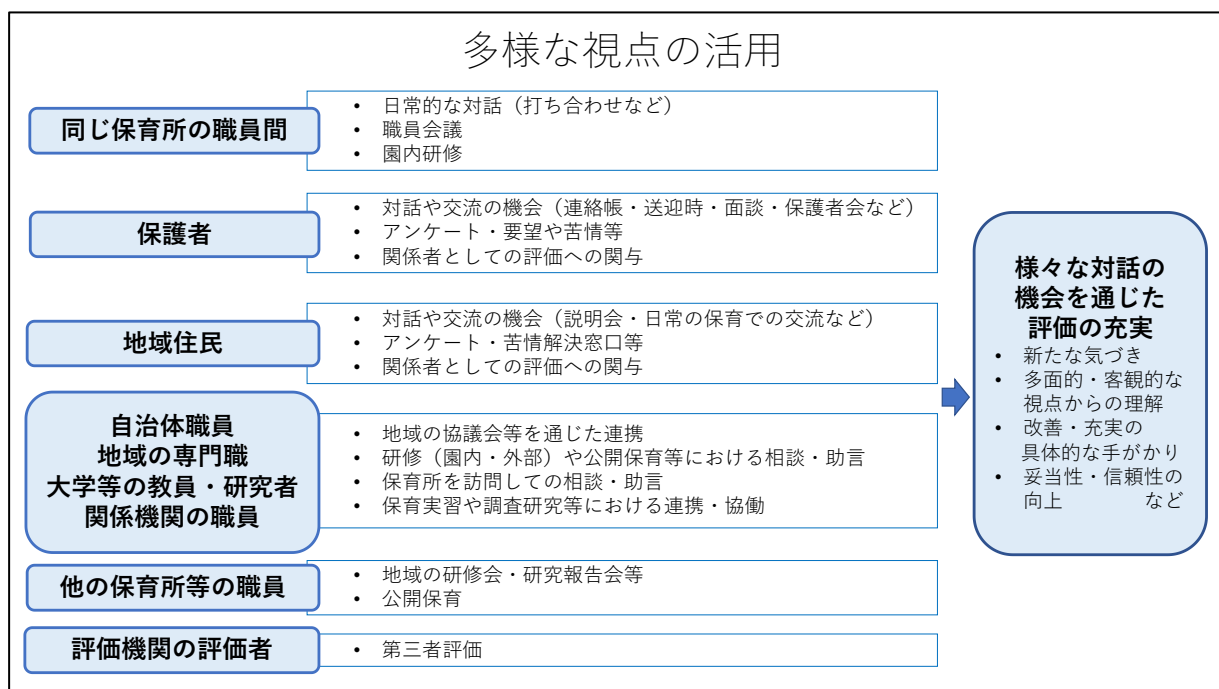
(保育士等及び保育所による自己評価を基本とする保育内容等の評価)

- 保育所における保育内容等の評価は、「保育士等が自らの保育を振り返って行う自己評価」と、それを踏まえ、「保育所が組織全体で共通理解をもって取り組む自己評価」が基本となります。
- これら自己評価の過程には、日頃の打ち合わせや職員会議、園内研修といった機会における職員間での対話や保護者との日常的なコミュニケーションにより、子どもや保育について多様な見方や情報を取り入れることも含まれます。また、アンケートの実施や交流の機会を通して把握した保育所に対する家庭や地域の意見・要望等も、自己評価の参考材料となります。自己評価の実施に際して、多様な視点から子どもや保育を捉える工夫をすることが重要です。

(保育内容等の評価に当たってのより多様な視点の活用)

- さらに、保育士等または保育所による自己評価以外の評価を実施することは、保育内容等に関する現状や課題をより多角的・客観的に把握することや、自分または自分たちだけでは気づきにくい良さ・特色を見つけることにつながります。
- 自己評価以外の評価としては、その保育所と直接の利害関係をもたず、保育や組織運営等についての専門性を有する評価機関等の評価者が行う第三者評価があります。第三者評価の結果と照らし合わせて自己評価の結果の確認・見直しを行うとともに、自己評価において重点的に取り組むテーマを定めたり観点や項目を設定したりする際の参考にするなど、様々な形で活用することが考えられます。
- また、保育所とそれを取り巻く地域のことをよく知っている保護者や近隣の住民等が評価に関わることも考えられます。例えば、幼稚園等の学校では、「学校関係者評価」という仕組みがあります。これは、保護者や地域住民などにより構成された委員会等が、幼稚園の観察や意見交換等を通じて、幼稚園による自己評価の結果について評価することを基本として行うものです。これに近い形での取組として、保育所の場合には、例えば保護者会の委員などが評価に関与することが考えられます。保育所にとって身近な関係者が保育内容等についての理解を深め、保育の改善や充実に関わる仕組みをつくることは、保育所が保育の質の向上を目指して様々な取組を進めていく上で、力強い支えを得ることもつながります。

- この他に保育所の職員以外の人が関与・参画して多様な視点から保育内容等を捉える取組として、公開保育や研修における指導・助言・意見交換等の機会を活用することが考えられます。他の保育所等の職員や、学識経験者（保育士を養成している大学等の教員や保育関連分野の研究者など）、現場経験者（経験年数の長い保育士や施設長・主任経験者など）、関係機関（行政・医療・福祉分野等）の専門職など、様々な経験や専門性を有する人々とともに保育を振り返り、意見を交わすことによって、保育の改善・充実に向けた気づきや発想につながる新たな視点と知識・情報を得ることができます。
- 保育所を取り巻く多様な立場の人が保育内容等の評価とそれに関連する取組に関わることは、保育士等がそうした多くの人々と保育について対話を重ね、自分または自分たちがどのような保育を行っているのか、相手に理解してもらえるように伝える機会を持つことでもあります。自らの保育について他者に語ったり示したりする中で、その根底にある保育観が改めて浮き彫りになるとともに、日頃はあまり意識せず当たり前に行っていることについても、なぜそうしているのか、他により良い方法はないかといったことを見直してみることに繋がります。



（保育内容等の評価の全体像）

- これらの保育内容等の評価とそれに関連する様々な取組は、それぞれ別に行われるものではなく、各保育所における保育の質の向上につながる一連の取組として捉えられます。保育士等及び保育所による自己評価を中心としつつ、他の多様な人々からの視点を活用する取組が、互いに関連をもち、重なり合いながら進められることによって、評価としての信頼性や妥当性（p. 34 参照）が高められるとともに、子どもと保育を捉える評価の視点がより豊かなものとなります。保育所における保育内容等の評価に関する取組が、全体として充実したものとなることが重要です。

保育内容等の評価の全体像

保育士等による自己評価

- ・子どもの理解に基づく保育の計画や実践の振り返り（日々や週の振り返り、月・期・年単位の振り返り）
- ・職員相互の対話を通じた学び合い、子どもの姿や保育の捉え直し
- ・保護者との対話、情報共有
- ・目指す方向性の明確化と保育の改善・充実に向けた検討

↓
専門性及び保育の質の向上のための
課題の明確化
保育所全体の保育の内容に関する認識

保育所（組織）による自己評価

- ・保育士等の自己評価を踏まえた組織としての評価
- ・実情に即した観点や項目の設定
- ・全般的な評価と重点的な評価
- ・自己評価の実施体制の整備
- ・保護者や地域住民の意見の把握
- ・改善の目標や方策の検討と取組の成果の検証
- ・結果の取りまとめと公表

↓
全職員による共通理解の下での
保育の質向上の取組

多様な視点を取り入れ活用する取組

- ・第三者評価の活用
- ・関係者（保護者等）の評価への関与
- ・公開保育の機会等の活用

↓
より多角的な視点から捉えた
現状や課題の把握
ともによりよい保育に向け
取り組む関係の形成

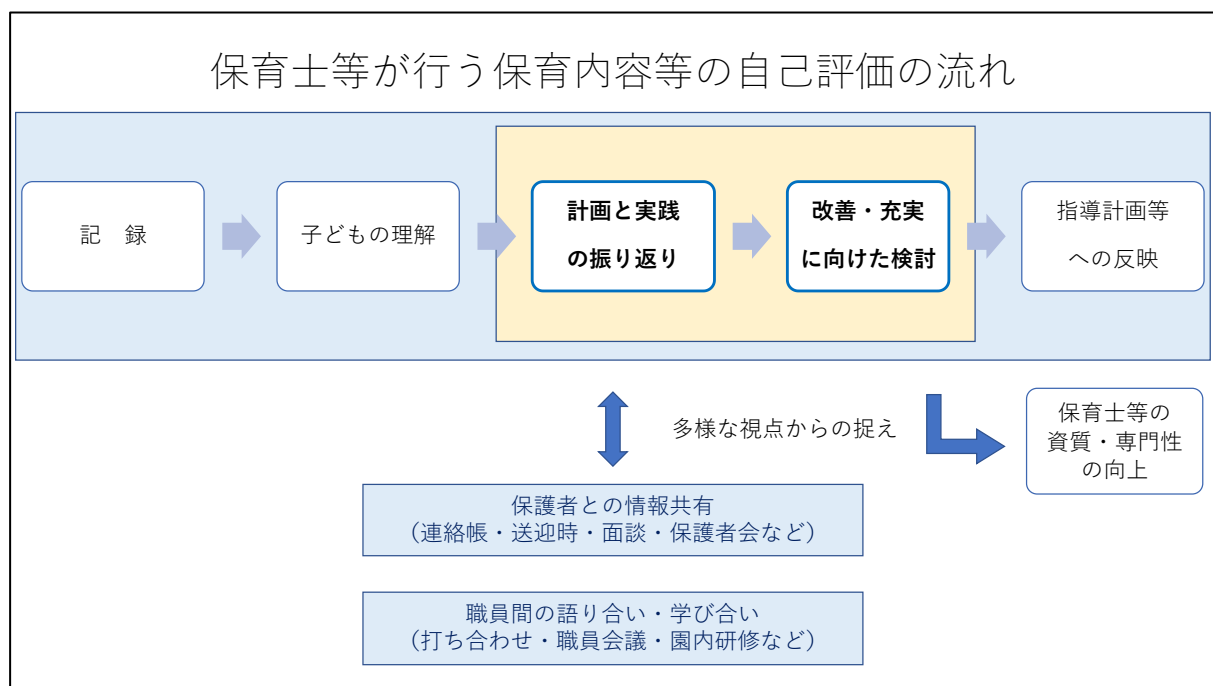
取組全体の充実と保育の質の向上

2. 保育士等による保育内容等の自己評価

(1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ

- 子どもの理解を踏まえ、個々の保育士等が行う自己評価に当たっては、保育の計画と実践を振り返り、その結果をもとに改善・充実の方向性や目標と、その具体的な手立てについて検討します。自己評価の結果は、次の指導計画等に反映されます。
- 保育士等の行う自己評価は、自身の保育の良さ・課題の明確化や、それを踏まえた研修計画の作成・見直しなどを通じて、資質・専門性の向上にもつながっていきます。

- 個々の保育士等による保育内容等の自己評価は、保育の記録などに基づく子どもの内面や育ちの理解を踏まえて行われます。保護者や他の職員との対話を通じて得た子どもの姿や保育の捉え方などとも照らし合わせつつ、指導計画等とそれに基づく実践を振り返り、保育の目標に対して改善すべきことや充実を図っていきたいことを見出した上で、今後の保育において目指す方向性と、それに向けた取組の具体的な目標や手立てを検討します。自己評価の結果は、次の指導計画等に反映されます。
- 保育士等がこうした保育内容等の自己評価に取り組むことは、自身の保育の良さや課題を明確化していくことにもつながります。さらに、こうした自己評価の結果をもとに、今後習得すべき知識や技術を確認し、施設長等の管理職と相談しながら研修計画の作成・見直しを行ったり、重点的に取り組む活動や実践研究のテーマについて検討したりすることが考えられます。自己評価の取組とその結果の活用を通じて、保育士等一人一人の資質・専門性の向上が図られることが重要です。

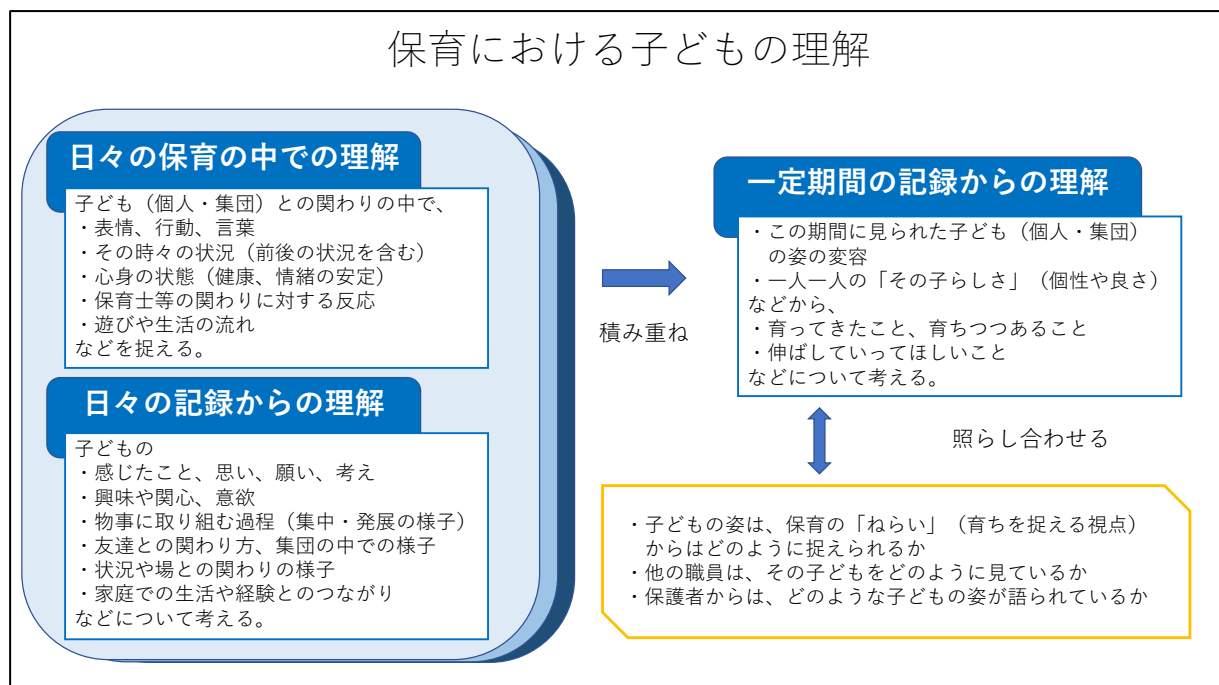


（２）保育における子どもの理解

- 保育士等が、日々の保育における子どもとの関わりの中で、その姿や周囲の状況等を捉え、思いや考えを受けとめるとともに、一定期間に見られた育ちや一人一人の「その子らしさ」を理解しようとすることは、保育内容等の評価を行う際の前提となります。
- 子どもの理解に当たっては、保育士等が自身の枠組みに当てはめた固定的な見方をしていないかといったことに留意するとともに、子どもにとって自分がどのような存在であるかということにも目を向けることが重要です。

（保育における子どもの理解とは）

- 保育士等が、保育における子ども（個人・集団）の実際の姿を通して、その心の動きや育ちを理解しようとすることは、保育の計画の作成・実践・評価とそれを踏まえた改善の全ての過程において、常に起点となるものです。
- 保育における子どもの理解に当たっては、乳幼児期の発達のだん筋や特性を踏まえながら、一人一人あるいは集団としての子どもの観察や子どもとの対話を通じて、実態をもとにその心の動きや心身両面の育ちを捉えていくことが求められます。その際、生活や遊びの中で、子どもの活動の内容やその結果だけでなく、子どもがどのようなことに興味や関心をもち、どのように周囲の環境に関わろうとしたり、物事に取り組んだりしているのか、その過程の全体に目を向けることが重要です。



（日々の保育の中での理解）

- 保育士等は、日々の保育において、その時・その場での子どもの表情や言動、前後を含めた状況とその背景、子ども同士のやりとりや関係性、遊びが発展・変化したり深まったりしていく様子、生活の流れやその子どもなりのペースといったことから、子どもの思いや次の行動などを推測し、それをもとに援助や環境の構成などを行います。それに対し、子どもからは予想していなかった反応が返ってくることも多いでしょう。そうした予想外の子どもの姿や反応への気づきから、保育士等はそれまでの見方を変えたり、さらに理解を深めたりしていきます。保育士等が子どもの内面に沿っていこうとする姿勢をもって子どもと関わることによって、刻々と展開する実際の子どものやりとりや状況の中で、徐々に子どもの行動の意味が見えてくるのです。

（日々の記録からの理解）

- その上で、こうした日々の保育で見られた子どもの様子を記録し、それをもとに子どもがどのようなことに驚きや喜びを感じ取っていたか、何に、どのように関わってみようとしていたのかなど、その時の心の動きを改めて考えてみます。その際、集団全体の状況や個々の子どもの集団への関わり方、子どもの家庭での生活や経験と保育所での様子のつながりなどに目を向け、より広く連続的な文脈の中で子どもの姿を捉え直す視点を持つことも重要です。
- 1日または数日間の子どもの姿を思い返し、あの時なぜあのような行動をしたのだろうと考えてみたり、今日はいつもとは少し違う一面が見られたと気づいたりすることは、多くの場合、保育士等にとってごく日常的なことであり、そのための時間を設けるなど、特に構えて行わなければならないわけではありません。大切なのは、そのままでははっきりと意識されたり記憶に残ったりすることが難しい、ふとした気づきや考えを簡単にでも書き留めておくことなどにより、自分自身で、または他者と、後日再び振り返ることができるようにすることです。

（一定期間の記録からの理解）

- さらに、日々の保育とその記録の積み重ねを経た一定期間（月・期・年など）の記録から、その間に見られた子ども（個人・集団）の姿の変容や、一人一人の個性・良さなどの「その子らしさ」を捉えます。
- その際、自分から見た子どもの姿は、保育所保育指針に示される保育の「ねらい」（育ちを捉える視点）からはどのように捉えられるか、他の職員はその子どもをどのように見ているか、保護者からはどのような様子が語られているかといったことにも照らし合わせて考察します。その上で、子どもの中でこれまでに育ってきたことや今まさに育ちつつあること、これから伸ばしていって欲しいことなどを読み取ります。
- このように、保育士等が子どもの心の内に寄り添う姿勢をもって関わり、様々に推測や考察を重ねながら、一人一人あるいは集団としての良さや育ちの可能性が次第に見えてくるのが、保育における子どもの理解と言えます。保育内容等の評価は、こうした保育士等による子どもの理解を踏まえて行われます。

子どもの理解に当たって意識したいこと

自分自身の 枠組みや視点の自覚

- ・ 自分の決めつけや思い込みをもとに、子どもを見ていないか
- ・ 活動の内容や出来不出来といった結果のみに目を向けていないか
- ・ 一定の基準や子ども同士の比較から、一人一人の子どもの違いを優劣として捉えていないか

関係の中での理解

- ・ 自分は、どのような思いや願いをもって子どもに関わっているか
- ・ 自分の関わり方や保育中の状況は、子どもにとってどのように感じられているか

多面的な理解

- ・ 他の保育士等や保護者から聞く子どもの様子や子どもの話したことなどからは、子どものどのような一面がうかがわれるか
- ・ 異なる場面での姿を比べてみることによって、子どもの特徴や育ち、思いなどについて、どのようなことが見えてくるか

（子どもの理解に当たって意識したいこと ①自分自身の枠組みや視点の自覚）

- 保育における子どもの理解は、子どもと実際に関わる中での新たな気づきや、多様な視点を踏まえた考察に伴って、広がったり深まったりしていくものです。子どもの心の動きや育ちを捉えようと丁寧に見ていく中で、時にはそれまでの見方が大きく変わるようなこともあります。
- こうした子どもとの向き合い方は、保育士等が自分の理解の枠組みに当てはめて、子どもの行動の意味や個性などを解釈しようとする姿勢とは根本的に異なるものです。保育士等が固定的な枠組みをもち、常にそれに照らしながら子どもを捉えようとすることは、一人一人の様々な思いや育ちの可能性を見逃してしまうことにつながる恐れがあります。
- このため、「この子はいつもこうだ」といった決めつけや思い込みをもとに子どもを見ていないか、子どもが取り組んでいたことについて、その過程ではなく「同じことを繰り返している」など表面的な内容や結果の出来不出来といったことのみに目を向けていないか、一般的な発達を目安や子ども同士の比較から一人一人の子どもの違いを優劣として捉えていないかといったことに留意することが必要です。

（子どもの理解に当たって意識したいこと ②関係の中での理解）

- また、自分自身が子どもにとってどのような存在であるかということに目を向けることも重要です。子どもにとって、保育士をはじめとする保育所の職員は、保育の人的環境の一部です。とりわけ、日頃直接子どもに関わる担当の保育士等は、子どもには最も身近な大人の一人であり、とても大切に重要な存在として捉えられています。子どもの行動や心の動きは保育士等自身の子どもに対する“まなざし”や関わりを映し出したものでもあることに、自覚的であることが求められます。

- こうしたことを踏まえ、保育における子どもの理解に当たっては、子どもと自身の関係性という視点から、保育士等が「自分はどのような思いや願いをもって子どもに関わっているか」「保育を振り返ってみて、自分の関わり方や保育の状況は子どもにとってどのように感じられているか」といったことについても意識することが重要となります。

（子どもの理解に当たって意識したいこと ③多面的な理解）

- さらに、例えば保育所と家庭、同じ年齢の子どもと自分よりも年下の子ども、初めてのことに触れる時とよく知っていて馴染みのあることに取り組む時など、場所や関わる相手、状況等によって、子どもはそれぞれに違う一面を見せることもあります。他の保育士等や保護者から子どもの様子や話していたことなどを聞いたり、異なる場面での様々な姿を丁寧に見比べてみたりすることで、今まで気がつかなかった心の動きや関係性の変化などが見えてきたり、ある出来事や経験の子どもにとっての意味や価値、「その子らしさ」といったものが、改めて浮き彫りになったりすることも少なくありません。
- 子どもを多面的に理解するという視点を持って、他の保育士等や保護者とそれぞれの捉えた子どもの姿を丁寧に共有するとともに、場面ごとの様子の違いを意識的に捉えてみるなどが求められます。

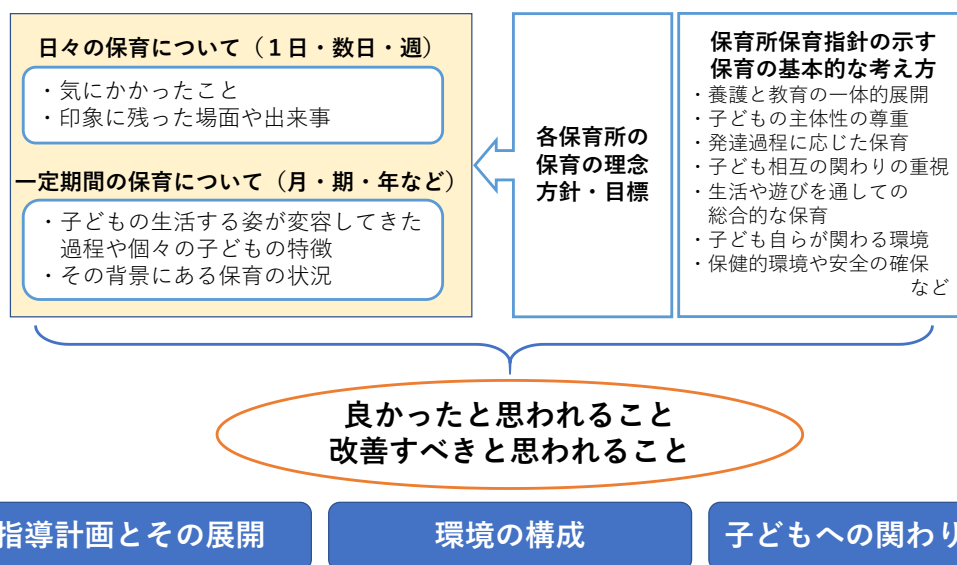
(3) 保育の計画と実践の振り返り

- 保育の計画や実践の振り返りの際には、保育所保育指針の示す保育の基本的な考え方と各保育所の保育の理念・方針等に照らしながら、保育の中で心に残った場面や子どもの姿が変容してきた過程の背景にある保育の状況を思い返し、それらについて良かったことや改善すべきことを保育士等の関わりや配慮などの点から考察します。

(振り返りの手がかりとなる保育場面や子どもの姿)

- 保育士等による保育の振り返りは、日誌をつけるときや保護者に子どもや保育の様子を伝えようとするとき、職員同士で最近の出来事や子どもたちの好きな遊びについて話をするときなど、日常の様々な場面で行われています。こうした機会も、子どものことや保育を思い返して考えをめぐらせ、言語化して他者と共有し、次の保育につながっていく自己評価の一部として捉えられます。
- 日々（1日または数日・週単位）の保育について計画や実践を振り返る際には、まず何か気にかかったことはなかったか、どのような場面や出来事が印象に残ったかを中心に思い起こしてみます。例えば、子どもの表情から遊び足りない様子がうかがわれた、ある子どものちょっとした発見から子どもたちの発想が豊かに膨らんでいったというようなことが、振り返りの最初の手がかりやきっかけとなります。
- また、一定期間（月・期・年など）の保育の振り返りでは、記録等をもとに子どもの生活する姿が変容してきた過程や個々の子どもの特徴を捉え、その背景にある保育の状況がどのようなものであったかを考えます。

保育の計画と実践に関する振り返りの内容（例）



（振り返りの視点）

- こうした「保育の中で気になったこと、心に残った場面や出来事」や子どもの姿が変容してきた過程などに関して、保育所保育指針の示す保育の基本的な考え方や各保育所の理念・方針等に照らしながら、保育について良かったと思われることや改善すべきと思われることを挙げていきます。
- 保育所保育指針に基づく振り返りの視点としては、例えば、「子どもが安心感をもって自分の思いや今持っている力を十分に表現したり発揮したりすることができる状況となっていたか」「活動が展開していく中で、子どもの主体性が尊重されていたか」「それぞれの発達や個人差に応じて、一人一人の子どもが遊びの中で充実感や達成感を味わうことができていたか」といったことなどが考えられます。
- さらに、「良かった」または「改善すべき」と感じたことの背景として考えられる指導計画のねらい及び内容とその展開、保育の環境の構成や保育士等の関わり方と配慮などについて、それらは十分であったか、適切であったか、子どもの実情に即していたかといった点からより具体的かつ詳細に考察することにより、実際の場面に即した振り返りの視点が導き出されます。
- こうした振り返りは、あるひとつの出来事について全体的・多角的に行う場合や、例えば「保育室での遊びの環境の構成」という点に着目し、複数の保育場面を通してそのテーマについて重点的に行う場合など、様々な進め方が考えられます。

【日々の保育と一体的に行う振り返りの視点（例）】

- ・ 安全の管理や健康状態への配慮などは、十分に行えていたか
（保育中に気になったことはないか）
- ・ 一日の流れや子どもの遊び・生活の連続性に配慮した保育となっていたか
- ・ 指導計画において設定した保育のねらいや内容は、子どもたちの実情に即していたか
- ・ 環境の構成は適切であったか
（空間の確保、物の位置・配置・数・扱いの複雑さの程度、時間の調整など）
- ・ 保育士等の関わり方は、適切であったか
（援助、言葉のかけ方、行動、タイミング、職員間の連携など）
- ・ 状況に応じて、柔軟な対応や保育の展開ができていたか
（計画作成時の予想と実際のずれ、子どもの発想・気づき・思いの捉えや受けとめなど）

- 一定期間の保育について振り返る際には、保育所の全体的な状況と子どもの様子とを結びつけて捉える視点も重要です。例えば、入所時期やクラスが替わった時期から数ヶ月の間に、環境の変化や新しい生活を子どもはどのように受け止め、馴染もうとしてきたのか、1年間の様々な行事は子どもにとって無理なく日々の保育や育ちにつながるものであったか、といったことに焦点を当てて考察してみることが考えられます。
- また、家庭と十分なコミュニケーションをとり、保護者と子どもの育ちについての理解や喜びを共有しているか、地域の気候や風土に合わせ、季節に応じて保育所内外の様々な環境を保育に生かすことができていたかなど、子どもの生活の連続性や、それを踏まえた家庭や地域との連携も視野に入れて捉えることも重要です。

【一定期間の保育の振り返りの視点（例）】

- 生活のリズムが安定し、子どもが見通しを持って保育所の生活を主体的に過ごしているか
- 周囲の環境になじみ、自分から環境に関わる姿が見られるか
- 遊びや食事などのグループは、適切な構成となっているか
（人数、子どもの組み合わせなど）
- 集団の全体的な状況は、一人一人にとって安心感や楽しさを味わえるものとなっているか
- 家庭とのコミュニケーションを十分にとり、子どもの育ちや保育についての理解を保護者と共有しているか
- 行事やその準備は、無理なく子どもの実態や思いに即したものとなっているか
- 季節や気候の変化に応じて、保育所内外の様々な環境を十分に保育に生かすことができているか

（振り返りの結果の整理）

- こうした振り返りの結果、浮かび上がってきたことには、すぐに改善や充実に向けて具体的にに取り組めることもあれば、様々な情報を集めたり、経過を丁寧に見ていったりしながら継続的に取り組んでいくこともあります。また、目に見える対処や行動というよりは、まず保育に際しての基本的な考え方や姿勢として、改めて意識したり身につけていったりすることが求められることなどもあります。こうしたことを踏まえて、振り返りの結果を整理し、次の段階である改善・充実に向けた検討へとつなげます。

（４）保育の改善・充実にに向けた検討

- 保育の改善・充実にに向けた検討に当たっては、保育所保育指針や各保育所の目標・方針、発達の見通しなどに照らしながら目指す方向性を明確化し、これを踏まえて取組の目標や具体的な内容・進め方等を検討します。
- 改善・充実に取組に関連して、今後注意を向けて経過や変化を追うべきことは何かを明確にしておくことで、次の評価の視点も持ちやすくなります。
- 取組の内容とそれに伴う保育の環境や生活の流れの変化等については、それらを子どもがどのように受け止めるかといったことや家庭の実情等も考慮して、子どもと保護者にも分かりやすく伝えることが重要です。

保育の改善・充実に向けて検討する主な事項（例）

子どもの実態や育ちの可能性を踏まえて 今後目指す方向性

- ・ 子ども（個人・集団）の遊びや生活の充実
- ・ 豊かな育ちに資すると考えられる経験

保育所保育指針

保育を通じて育みたい資質・能力
乳児保育の三つの視点、
1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の
保育の五つの領域における
保育のねらい及び内容
保育の目標・方針
育ちや生活の長期的な見通し等

【改善・充実にに向けた取組の目標・内容・具体的な手立て等】

- ・ 指導計画について、どのような保育のねらい及び内容が考えられるか
- ・ 環境の構成や保育士等の子どもに対する関わりのあり方について、改善点や工夫・配慮すべき点は何か
- ・ 今後について、どのような見通しをもって改善を進めていくか（時期・手順など）
- ・ 特に注意を向けて経過や変化を見るべきことは何か（子どもの様子や他者との関係性、集団全体の状況など）
- ・ [環境を変える場合など] 子どもに対して、何を・どのように伝えるか
- ・ 改善の内容等について、保護者にどのように説明するか／保護者の意向をどのように把握するか

（取組の方向性と目標・手順等の明確化）

- 保育の改善や充実にに向けた検討に当たっては、現状から捉えた子どもの実態や育ちの可能性をもとに、まず取組の方向性として、どのような子どもの姿を目指していきたいかということをはっきりとします。一人一人の子どもや子ども同士の関わり、集団全体の状況について、今後、子どもの興味や関心、関係性の深まりや広がりなどに伴って、遊びや生活がどのように充実していくことが期待されるか、また、保育の中で子どもがどのような経験を得ることがより豊かな育ちにつながると思われるかといったことを考えます。
- 保育の改善・充実にに向けた取組において目指す方向性は、保育所保育指針に示す「保育を通じて育みたい資質・能力」と、「乳児保育の三つの視点」及び「1歳以上3歳未満児と3歳以上児の保育の五つの領域」における“ねらい及び内容”や、各保育所の保育の方針・目標、子どもの育ちや生活に関する見通しなどを意識しながら明確化します。また、保幼小の連携など地域としての取組を行っている場合には、その目標も方向性を考える視点のひとつとなります。

保育所保育指針（平成 29 年 厚生労働省告示第 117 号）（抜粋）

第 1 章 総則 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

（１）育みたい資質・能力

ア 保育所においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、１の（２）に示す保育の目標を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

（ア）豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

（イ）気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

（ウ）心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

イ アに示す資質・能力は、第 2 章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体によって育むものである。

第 2 章 保育の内容

【乳児保育の三つの視点】

身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」

社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」

精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」

【1 歳以上 3 歳未満児の保育及び 3 歳以上児の保育の五つの領域】

心身の健康に関する領域「健康」

人との関わりに関する領域「人間関係」

身近な環境との関わりに関する領域「環境」

言葉の獲得に関する領域「言葉」

感性と表現に関する領域「表現」

- こうした方向性を念頭に置きながら、保育の改善・充実の取組について、保育士等はどういうことを目標とし、そのために現状から改善したり工夫・配慮したりすべき点は何か、何を・いつ・どのように行うかなど、具体的な内容や進め方などを検討します。さらに、職員間で話し合ったり、リーダー的な立場の職員と相談したりしながら、検討した結果を次の指導計画における保育のねらい及び内容に反映します。

（保育の改善や充実に向けた検討に当たっての留意事項）

- 取組の目標や具体的な手順、スケジュール等を定める際には、それらを現状に照らして実行や達成が可能なものとすることが重要です。必要に応じて、子どもの実態と改めて照らし合わせ、目標や内容等の見直しを行って修正・変更する場合があります。実際に取組を進めていく中で、新たな方向性が見えてきたり、他の課題が浮かび上がってきたりすることもあります。保育内容等の評価は、目標の達成が最終的な目的ではなく、試行錯誤を含め、常により良い保育を目指していく過程の一環であることに留意することが重要です。
- 改善・充実に向けた検討の過程では、取組の効果や影響として特にどのようなことに注意を向けて経過や変化を見ていけばよいのか、あらかじめある程度整理・明確化しておくことで、次の評価の際に振り返ることも焦点化しやすくなります。最初に考えた方向性に照らしながら、具体的な子どもの姿・様子や子ども同士の関係性、集団全体の状況などについて、保育実践の中で意識的に捉えたい点を簡単にまとめ、参照しやすいように指導計画や日誌に記入しておくことなどが考えられます。

- また、こうした取組について、子どもはどのように受け止めるかということにも配慮します。
特に、慣れ親しんだ環境や一日の生活の流れ、行事の内容等が変わるような場合には、そのことに対する不安や戸惑いなども考慮しながら、どのような意図で変えたのか、どのように変わったのかといったことを、子どもにも分かりやすく伝える必要があります。その際、遊びや生活場面の写真等を使うなどして、どのように思うか子どもから直接聞き取ったことが、取組をさらに良いものにしていく参考となる場合もあります。
- 改善・充実の取組を進めていく上では、保護者の理解を得ることも重要となります。取組の方向性やそれに基づいて設定した保育士等の目標や具体的な方法等が、保護者にはよく分からず、なぜ今までと違うのか不安に思う場合や、保護者の期待や要望とは異なっている場合があります。日常の送迎時などの機会や連絡帳・通信等を通じて、保護者の意見や思いにも耳を傾けつつ、取組の理由や意図、成果として期待していることなどを丁寧に伝えるよう心掛けます。

3. 保育所による保育内容等の自己評価

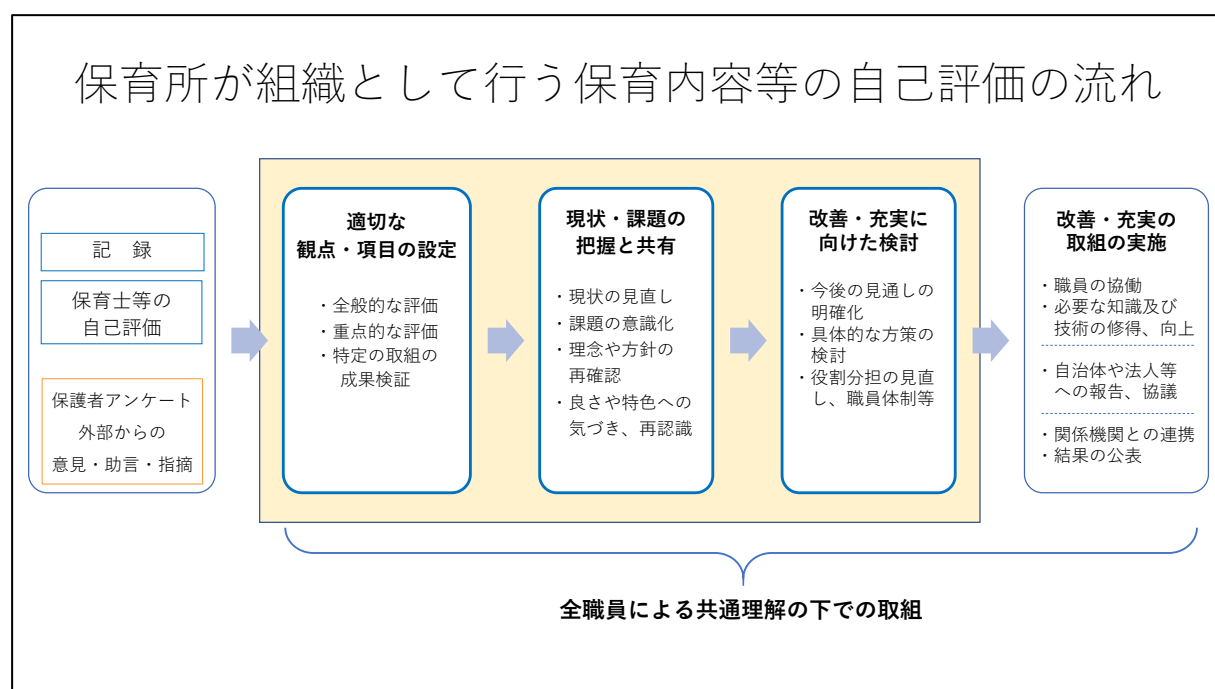
(1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ

○ 保育所の自己評価では、地域の実情や保育所の実態に即して適切に観点・項目を設定し、現状と課題を組織として把握・共有した上で、改善・充実の取組を検討します。取組の実施に当たっては職員間で協働するとともに、必要に応じて関係機関との連携等を行います。

○ 保育所全体としての保育内容等の自己評価は、記録や保育士等の自己評価等を踏まえ、全職員による共通理解の下で行います。客観的・多角的な評価を行うために、保護者アンケートの結果やその他様々な外部からの意見・助言・指摘なども評価の参考とすることが考えられます。

○ 保育所による自己評価の過程では、まず保育所保育指針及び各保育所の理念や方針等を踏まえ、地域の実情や保育所の実態に即して適切と思われる評価の観点や項目を設定し、「何について評価するか」を具体化します。その上で、これらの観点と項目に沿って、自分たちの保育や保育所全体の状況を振り返り、現状や課題を把握します。同時に、振り返りの際の協議などを通じて、自園の保育において大切にしていることや目指していること、良さや特色について、職員間で改めて理解を共有します。さらに、こうした振り返りの結果を踏まえて、改善・充実に向けた今後の見通しと具体的な方策、役割の分担や職員体制等について検討・確認します。

○ こうした評価の結果をもとに、職員が協働して保育の改善・充実に向けた取組を実施します。あわせて、各職員が必要な知識及び技術の修得、向上を図っていくことも重要です。また必要に応じて、自治体・法人等運営主体への報告・要望や、地域の関係機関との連携も行います。自己評価の結果を公表する場合には、その対象・内容・方法を検討することが必要です。



(2) 評価の観点・項目の設定

- 保育所による自己評価に当たっては、保育所保育指針に示す事項等を参考に職員間で協議しながら適切な観点を定めた上で、これらを職員の意識や保育の内容などと結びつけ、具体的な項目を設定します。
- 評価項目の設定については、保育所保育指針の解説や既存の評価項目を参照するといった方法が考えられます。
- 設定した観点・項目は、チェックリスト形式にする、評価シートの記入事項や話し合いのテーマにするなど、評価の方法にあわせて様々な形で用いることが考えられます。

(評価の観点の設定)

- 保育所による自己評価は、保育の内容（計画、環境の構成、配慮や関わりなど）や実施運営の状況（組織としての基盤の整備や安全・健康管理の体制など）全般について行う場合もあれば、テーマを絞って重点的に行う場合もあります。また、これまでに実施してきたある特定の取組について、その成果を検証するような場合も考えられます。評価の観点は、こうした「どのようなことについて評価を行うのか」ということを踏まえて、職員間で協議して定めます。
- 各保育所において評価の観点を設定する際の参考として、保育所保育指針に示す主な事項を、
 - I 保育の基本理念と実践に係る観点
 - II 家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る観点
 - III 保育の実施運営・体制全般に係る観点に分けて整理し、その具体例を別添（p. 37～39）に示します。これらは、互いに密接に関連し合い、全体として保育内容等の質を構成するものです。
- これらを踏まえ、各保育所の保育の理念・方針や現在力を入れていること、他の保育所等や小学校との連携など地域全体で取り組んでいることの目標等にも照らしながら、それぞれの地域の実情や保育所の実態に即して、適切と思われる評価の観点を設定します。

(評価項目の設定)

- さらに、これらの観点を、職員の意識・理解や保育の内容及び実施運営と結びつけて、より具体的な評価の項目を考えます。
- 評価項目の設定に際しては、保育所保育指針の中で関連する部分の解説を参照することや、既存の評価項目（第三者評価の基準や団体・研究者等が開発してその有用性が検証されている評価尺度など）を活用することなどが考えられます。
- 項目の分量（数）や具体性・詳細さの程度などについては、その評価は誰が・どの程度の期間の・どのようなことについて行うかといった保育所全体としての評価の取組の中での位置づけを踏まえて勘案し、適切と思われる内容を選びます。

（設定した観点・項目の活用）

- 設定した評価の観点・項目は、チェックリスト形式にする、あるいは自己評価シートなどにまとめたり職員間で話し合ったりする際のテーマやポイントにするなど、評価の方法にあわせて用います。

評価の観点・項目の設定（例）

評価の観点の設定

保育所保育指針に基づく保育所保育の基本となる考え方や保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項（本ガイドライン別添参照）
各保育所の理念・方針等 地域における取組の目標 など

「どのようなことについて評価を行うのか」（全般的な評価・重点的な評価・特定の取組の成果検証）を踏まえて、取り上げるべき観点を職員間で協議し定める



評価の項目の設定

職員の意識・理解
保育の内容・実施運営

評価の観点について、保育所保育指針及び解説・既存の評価項目等を参照するなどして具体的な項目を考え、適切な分量や具体性の程度などを勘案して重要と考えられる内容を選ぶ



チェックリスト／自己評価シートの記入事項／話し合いのテーマ など

（参考）

「子どもの人権への配慮と一人一人の人格の尊重」（p. 38）
という観点について考えられる評価項目の例

〔職員の意識・理解について〕

- ・子どもが権利の主体であることを職員一人一人が意識・理解しているか
- ・職員自身の価値観や言動についての省察がなされているか
- ・子どもの人権や人格を尊重した関わりの意味や重要性について、日頃から職員間で確認・共有されているか

〔保育の内容について〕

- ・子どもと関わる際に、それぞれの子どもの思いや願いを受け止めるよう心掛けているか
- ・一人一人の多様性に配慮した保育を心掛けているか
- ・子どもたちが様々な国の文化に触れて興味や関心を持ち、互いを認め合うような経験を得られるようにしているか
- ・子どもが性差による差別感を味わうことのないよう配慮しているか

〔実施運営について〕

- ・子どもの人権や人格の尊重について、職員が学んだり考えたりする機会や環境があるか
など

(3) 現状・課題の把握と共有

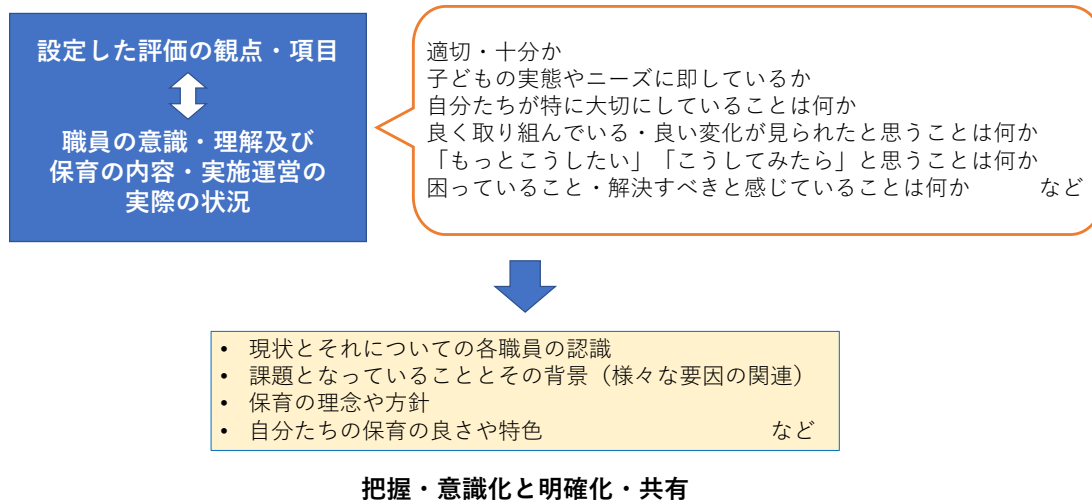
○ 保育所による自己評価では、設定した観点・項目に基づき保育所全体の保育内容等を振り返って現状や課題を把握するとともに、各保育所の保育の理念や方針、自分たちの保育の良さや特色などについて、職員間で改めて確認し、理解を共有していくことが重要です。

○ 設定した評価の観点・項目に基づき、職員の意識・理解と日頃の保育の内容やそれを支える組織の運営等に関する実際の状況について、振り返りを行います。チェックリストを参照しながらそれぞれの項目について「適切・十分だったか」「子どもの実態やニーズに即していたか」といったことを段階的に評定する、その観点・項目について自分たちが特に大切にしていることや良かったと思われること、課題と思われることなどを具体的な保育場面とあわせて書き出したり話し合ったりするなど、様々な方法が考えられます。

○ こうした振り返りを通じて、現状をそれぞれの職員がどのように捉えているのか、現在組織として課題となっていること及びその背景はどのようなことなのかといったことが明らかになっていきます。ある課題の背景にある複数の様々な要因が整理して把握されることにより、今後組織全体で取り組む必要のあることや長期的・段階的な取組が必要となることなども、より具体的に見えてきます。また同時に、各保育所の保育の理念や方針、自分たちの保育の良さや特色なども、組織全体で認識・再確認されていきます。

○ このように、保育所の自己評価にあたっては、職員全体が参画し、自分たちで設定した観点・項目に基づいて保育を振り返る中で、職員間で組織の現状や課題に関する認識・理解が共有されていくことが重要です。

現状・課題の把握と共有（例）



(4) 保育の改善・充実に向けた検討

- 振り返りの結果を踏まえ、保育の改善や充実に向けた取組の方向性を明らかにした上で、実情を踏まえた具体的な取組の目標と見通し、方策等を検討します。これらについては、実際に取組を開始した後も、状況に応じて適宜見直しを図ることが重要です。
- 保育の改善・充実は組織として取り組んでいくものであることを前提に、職員間の役割分担や取組を進めるに当たって配慮すべきこと、職員の資質・向上、保護者・地域住民に対する説明等も視野に入れて検討することが求められます。
- 保育所の組織内のみでは対応が難しいと思われる課題に関しては、必要に応じて自治体・法人等運営主体に報告し協議したり、関係機関との連携を図ったりします。また、自己評価の結果を公表する場合には、その対象や方法・内容等についても検討します。

(改善・充実の方向性を踏まえた今後の見通しと具体的な手立ての検討)

- 振り返りによって浮かび上がってきた、自分たちの保育に関して改善すべきことや充実を図ってきたいことについて、まずは目指すべき方向性を明確にします。
- その上で、こうした方向性を念頭に置きながら、各保育所の実情に即して、より具体的な改善・充実に向けた取組の目標と今後の見通し、方策等を検討します。組織として取り組んでいくことを前提に、取組の各段階の時期的な目安や手順の他、どのようなことに着目してその時々進捗状況や経過などを見ていくか、次にいつ頃・どのように取組の成果を検証するかといったことについても、整理しておくことが重要です。現状を踏まえて着実に進めていくことの可能な計画を立てた上で、実際に取組を始めた後も適宜状況を確認し、必要に応じて進め方を見直します。
- 取組の具体的な方策に関しては、必要なもの（数・量や予算などを含む）や役割分担等の職員体制などの他、取組を進めていくに際して妨げとなりそうなことや子どもによっては特に配慮が必要と考えられることなどを想定し、不要なものや注意すべきことなども視野に入れて考えます。

(職員の資質向上及び組織内外での情報共有・連携)

- また、振り返りの結果を踏まえて、各職員がどのような知識・技術を身につけたり向上させたりしていくことが必要であるか明らかにし、今後の研修の計画やその成果の活用・共有の仕方などについて検討することも重要です。
- さらに、改善・充実に向けた取組について、非常勤職員などを含めた組織全体で、あるいは保護者や地域住民との間で、情報を共有し共通理解を図っていくための説明・周知や対話の方法・内容等についても検討することが求められます。

- これらの検討結果をもとに職員が協働して取組を実行に移すとともに、保育所の組織内のみでは対応の難しい課題については、必要に応じて自治体や保育所を運営する法人の本部等に報告・要望を出して改善の方策を協議したり、地域の関係機関と連携を図ったりします。その場合、外部との連絡や調整の具体的な方法・手順・内容等の他、主な窓口の担当、個人情報保護の観点も含めた情報共有に関する基本的な方針等を確認しておくことが求められます。また、自己評価の結果とそれを踏まえた改善の見通しについて公表する場合には、公表する対象や方法、情報の内容についても検討します。

保育の改善・充実に向けた検討の内容（例）

現状・課題を踏まえて今後どのような保育を目指すか？（改善・充実の方向性）

今後の見通し

具体的な方策・体制・手順

職員の資質向上

情報の共有・連携
（職員間・職員組織以外）

【改善・充実に向けた取組に関する検討事項の例】

- ・どのような目標・見通し（時期・手順等）の下で取組を進めていくか
- ・取組に関連して、特に注意を向けて経過や変化を見ていくべきことは何か
- ・取組の成果や進み具合を、今後いつ・どのような観点で確認・検証するか
- ・誰が、どのような体制で取り組むか
（必要な職員の数と役割分担、職員間の連携など）
- ・保育所全体の環境の構成（物の配置、使用する場所や時間の調整など）
- ・必要となる物品等（数や量、予算の目安など）
- ・不要なものや除くべきもの、配慮や注意を要すること
- ・各職員の修得・向上するべき知識・技術と研修等の機会
- ・組織内での研修成果の共有と活用
- ・取組について保護者や地域住民等にどのように説明・周知するか
- ・保護者や地域住民等の意見や反応をどのように把握し、取り入れるか
- ・外部の専門職や有識者、関係機関の協力・助言が必要か
（連携の進め方、連絡等の窓口担当など）
- ・自治体や法人等運営主体に報告し、改善の方策を協議する必要があるか

4. 保育所における保育内容等の自己評価の展開

(1) 保育の記録とその活用

- 保育の記録は、自己評価の主要な材料であると同時に、記録する行為自体も保育を振り返る過程の一部として捉えられます。
- 記録には、保育の全体的な展開や子どもに関する記録、活動や出来事についてまとめた記録など、様々なものがあります。また、言葉や文章だけでなく、写真や動画、保育環境の図を活用するといった形式・方法もあります。
- 記録の活用を図る上では、記述内容が分かりやすいものとなるよう配慮する、整理の仕方や掲示・置き場所などを工夫するといったことも重要です。

(保育を振り返る材料としての記録)

- 保育の記録は、自己評価の実施にあたって、その内容や結果を裏付ける主要な材料となるものです。ただ書いて残すのではなく、保育の実践の評価と改善、次の計画の作成に生かすことが重要です。
- 同時に、「記録する」という行為自体が、保育を振り返る過程の一部としても捉えられます。保育中の出来事や子どもの姿について、何を・なぜ記録に残そうとしたのかは、保育士等がその時捉えた子どもの育ちや心の動き、保育士等自身の思いや願いを反映したものと言えるからです。また、記録をとることは、保育中に子どもの姿について感じ取ったことなどを意識化し、さらには考察していくことにもつながります。

(様々な記録の対象)

- 保育の記録には、何について書かれるものなのか、その対象によって様々な種類があります。例えば、日誌のように保育の全体的な展開についてまとめるもの、個々の子どもの育ちの経過などを記録するもの、あるテーマに沿った遊びや活動が一連のものとして何をきっかけとしてどのように展開していったか、その過程を追うもの、保育の中でのある一場面や出来事について、その背景やそれに対する考察などを含めて描き出すものなどが挙げられます。

(記録における写真・動画・図の活用)

- また、項目や時系列に沿って記述を並べていくもの、文章としてまとめるものなど、記録の形式や方法も多様です。言葉や文章だけでなく、写真や動画、図など視覚的な情報を盛り込んだ記録もあります。
- 子どもの表情や動作、遊びの中でつくったものや絵などを、その活動の過程も合わせて写真や動画に残したり、保育の環境全体を図として示し、そこに子どもの遊びの様子を書き込んだり、子どもの活動の展開過程を線でつなぎながら描いたりしていくことにより、後で振り返る場合や他の職員・保護者等と共有する際に、その時の実際の様子をより具体的に思い描きやすくなります。

- こうした写真や動画、環境の図示化は、特に保育の環境の構成や子どもの環境の生かし方などに焦点をあてて振り返る場合や、同じ時間に保育室や園庭の様々な場所で展開されている遊びや子どもの動きが交わる様子を俯瞰的に捉える場合などに役立ちます。
- 写真等を記録に使用する場合には、子どもの姿やその背景、保育の意図や展開といった「記録として残し、伝えたいこと」と適切に対応しているものを選び出すことが必要です。その写真等をどのような観点・理由で記録に残すものとして選んだのかということを付記しておく、後で、その記録をもとに保育を振り返る際に、評価の観点と結びつけて捉えやすくなります。

（記録を保育の評価及び改善に活用するための留意事項や工夫）

- 記録を評価に活用するためには、必要な情報が十分に、かつ、分かりやすく記述されていることが重要です。ただし、細々としたことまで何でも漏れなく書かなくてはならないということではありません。
- 例えば、『誰が』という主語が分かるように書く」「特に印象的だった子どもの発言はそのまま書き留める」「事実と自分の理解や考察が混同しないよう明確に書き分ける」といったことを意識して書くことで、その記録を後で他の職員と共有したり自分で読み返したりする際に、読み手が内容や書き手の視点を理解しやすくなります。
- また、様式の統一やファイルの作成など記録の整理の仕方を工夫することで、後でいくつかの時点の記録を通して読み返すことが容易になります。さらに、公開が可能な記録をまとめた用紙やファイルを保護者や子どもも見ることができる場所に掲示したり置いたりしておく、職員同士だけでなく保護者や子どもと一緒に保育を振り返る機会をつくることができます。このように、記録を日常的に多様な形で活用しやすい環境をつくる工夫も重要です。

保育の記録とその活用

【記録の対象】

- ・ 保育の全体的な展開（日誌）
- ・ 個々の子ども（個人記録）
- ・ 遊びや活動の展開過程
- ・ 保育中のある一場面や出来事の経緯（それに関する背景や考察を含む） など

【記録の形式・方法】

- ・ 文章にまとめる（時系列・原因やきっかけから収束までの過程・子どもの行動や言葉とそのときの状況等）
- ・ 写真や動画の活用（題材として選んだ理由・評価の観点との関連の説明等をあわせて示す）
- ・ 保育の環境や遊びの展開過程等の図示化 など

【記録を保育の評価や改善に活用するための工夫のポイント】

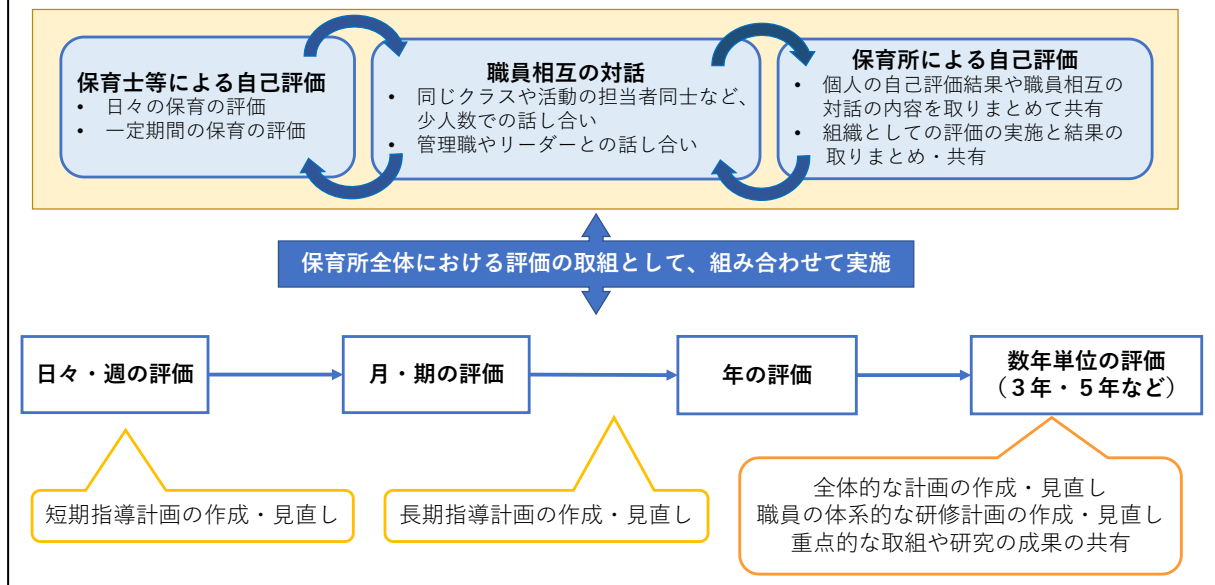
- ・ 分かりやすい示し方や記述内容（経緯・事実・考察の書き分けなど）
- ・ 読み返ししやすい整理の仕方（様式の統一、ファイルの作成など）
- ・ 手にとりやすい置き場所や見やすい掲示（職員間・子ども・保護者）

（２）保育所における取組の進め方

- 保育所全体としての保育内容等の評価の取組は、保育士等による自己評価、職員間の対話、保育所が行う自己評価を、相互のつながりや保育の計画等との連動等も考慮しながら、時期・内容・方法を柔軟に組み合わせて展開することが求められます。
- それぞれの自己評価の結果は、指導計画に記入欄を設ける、記入シートを作成するなど、評価の時期や内容、主な読み手などに応じて適宜取りまとめて記録します。

- 保育所全体としての保育内容等の評価は、保育士等の行う自己評価と職員間の対話、保育所が組織として行う自己評価を、相互のつながりや保育の計画等との連動を考慮しながら、それぞれの実施時期・主体・内容・方法を柔軟に組み合わせて展開します。
- 自己評価の過程では、職員個人や組織全体による取組だけでなく、同じクラスの担当同士やある活動に関わる担当者のグループといった複数の職員が共同で行う、個人や少人数で振り返りを行い、その内容を管理職やリーダー層の職員に報告して助言等を得るなど、様々な形が考えられます。
- 長期的な経緯の把握が必要となる内容に関する自己評価の場合は、評価の対象が数年単位となることもあります。例えば、「全体的な計画は現在の保育所を取り巻く地域の実情や子どもたちの生活の実態に即したものとなっているか」「この５年間に職員が大きく入れ替わったが、現状に照らして職員の体系的な研修計画は適切か」「３年前から取り組んできた活動を通じて職員の意識や子どもの姿にどのような変化が見られたか」などのテーマが挙げられます。
- このように、短期・中期・長期の評価を各保育所の実情に即して実施するとともに、こうした評価の取組の全体的な進め方自体も、取組が形骸化してしまうことのないよう、その時々状況に応じて適宜見直すことが重要です。
- それぞれの自己評価の結果は、指導計画に記入欄を設ける、記入シートを作成するなど、評価の時期や内容、主な読み手などに応じて適宜取りまとめて記録します。

保育所における取組の進め方（イメージ）



（参考）

様々な期間・主体・方法による自己評価を組み合わせた1年間の進め方の例

- ① 保育士が、担当する3歳児クラスの日々の子どもの姿や保育の実践を振り返り、印象に残ったことやそれについて考察した内容を日誌に書き留める。【保育士等の自己評価】
- ② 2週間に1回程度、3歳以上児クラスを担当する保育士等が集まり、①などをもとに最近の子どもの様子や保育の状況について話し合い、その内容をまとめる。【職員間の対話】
- ③ ①及び②を踏まえ、1ヶ月の子どもの様子や保育の展開に関する考察をその月の指導計画の様式に設けた評価の記入欄に書き込み、それを踏まえて作成した翌月の指導計画とあわせて主任保育士に報告し、助言を受ける。【保育士等の自己評価及び職員間の対話】
- ④ 期（数ヶ月）の保育についての振り返りや次の期の保育に向けた検討を、職員のグループで話し合いながら行い、その内容を踏まえた指導計画を職員会議で報告し職員間で共有する。さらにそこで交わされた意見なども含めて、保育所全体の自己評価として取りまとめる。
【職員間の対話及び保育所の自己評価】
- ⑤ 個々の保育士等が1年間の自己評価を実施した上で、それらを施設長が取りまとめ、その内容をもとに職員全体で協議し、組織全体の自己評価として結果を共有する。
【保育士等の自己評価・職員間の対話・保育所の自己評価】

* 評価とその結果を踏まえた改善は、その都度、それぞれに対応した指導計画等に反映される。

(3) 自己評価の方法とその特徴

- 保育内容等の自己評価には、大別すると「チェックリスト形式で行う方法」と「文章化・対話を通して考察する方法」があります。
- それぞれの方法の特徴や留意点を踏まえた上で組み合わせて用いることで、評価の有効性がより高まると考えられます。

(二つのタイプの方法)

- 自己評価の方法には、大きく分けて以下の二つのタイプが考えられます。

<チェックリスト形式>

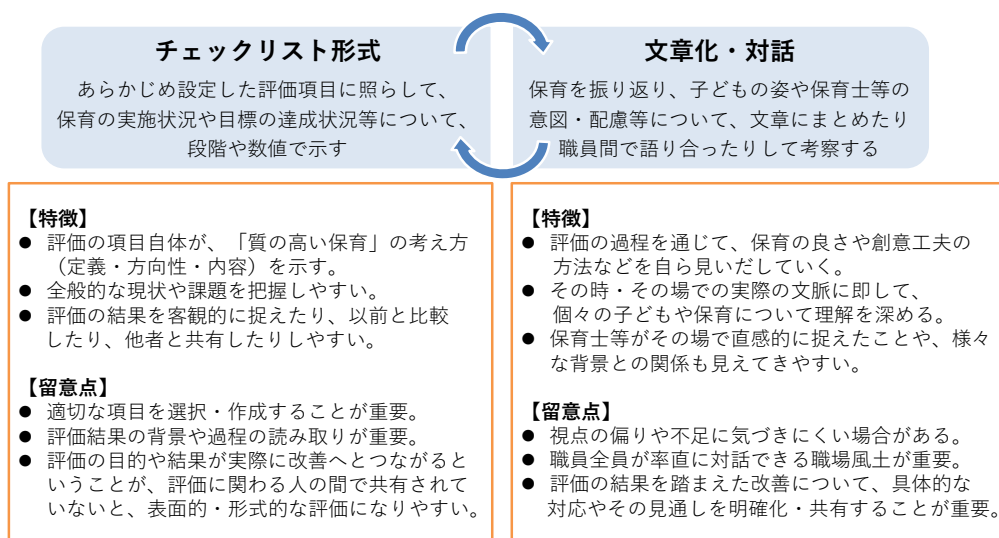
あらかじめ設定した評価項目をチェックリスト等にまとめ、それぞれの項目について、例えば現状を段階や数値で示し、客観的な視点から捉えたり分析したりすることを重視する方法

<文章化・対話>

保育を振り返って、子どもの姿や保育士等の関わりやその意図、配慮などを、文章にまとめたり職員同士で話し合ったりすることを通して考察し、子どもや保育の実践に関する理解を深めることを重視する方法

- これら二つのタイプの方法は、それぞれに特徴や留意点があります。これらを理解した上で、それぞれの良い面をうまく生かせるよう、両者の方法を組み合わせて実施することで、保育内容等の評価としての有効性がより高まることが考えられます。

自己評価の方法とその特徴・留意点



両者を組み合わせることで、評価の有効性がより高まることが考えられる

(チェックリスト形式による自己評価の特徴・留意点)

- チェックリストを活用して行う自己評価の特徴としては、作成・選定された評価の項目やその基準自体が「質の高い保育」に関する基本的な考え方を示すものであるということが挙げられます。
- チェックリストに示される項目の構成や個々の項目の具体的な内容には、
 - ・ 保育においてどのようなことを特に大切にしているか
 - ・ 質の高い保育の実践とはどのようなものか
 - ・ 質の高い保育を実現するためにどのようなことが求められるのかといったことが反映されます。このことを踏まえて、評価に当たって適切な項目を吟味して作成・選択することが重要です。
- その他の特徴としては、多様な観点について項目を設定することで全般的・包括的に現状や課題を把握することが可能となること、自己評価の結果を一定の基準に照らして段階や数値で示すため、客観的な把握や以前の結果との比較、他者との共有などがしやすくなることが挙げられます。
- 一方で、チェックリストの項目に従って自己評価を行う場合には、その項目の内容の意図するところや各項目に含まれている語の意味が具体的にはどのようなことなのか、保育の実践場面とどのようにつながるのかといったことについて、評価に関わる人が理解を深め共有を図りながら進めていくことが重要です。特に、個々の子どもの育ちやこれまでの経緯など、実践の個別的な文脈から評価の視点が離れてしまうことのないよう、留意が必要です。評価の結果について、具体的にどのような保育場面や子どもの様子などを根拠として評価したのか、その背景や過程も含めて読み取ることが求められます。
- また、評価の結果を実際に保育の改善・充実につなげていくことが重要であるという認識が職員間で共有されていないと、ただ記入欄を埋めさえすればよいなど、評価が表面的・形式的なものになってしまうことも考えられます。各職員が評価の結果を踏まえ、次に何をすべきかという見通しをもって評価に取り組むことが重要です。

(文章化・対話を通じて行う自己評価の特徴・留意点)

- 文章化・対話による自己評価の特徴は、日々の保育の実践が子どもの育ちにとってどのような意味をもつのか、保育を振り返って問い直す中で、自分たちの保育の良さに気がついたり、今後どのように創意工夫を図っていくべきか、その方法を見いだしたりしていくことにあります。自分たちの保育における個々の具体的な実践に対して、意味づけをしたり価値を見いだしたりしていくアプローチと言えます。
- この方法では、全体的・一般的な傾向としてではなく、その時・その場の実際の具体的な文脈に即して、個々の子どもや保育についての理解を深めることが可能です。また、保育士等が、その場で直感的に捉えたことや、ある子どもの姿や出来事に関連する様々な背景のつながりなどを把握しやすいことも特徴の一つです。

- その反面、取り上げる事例の内容や文章の記述に当たっての焦点の当て方、対話の展開などによって考察が方向づけられるため、評価の視点に偏りや不足が生じる可能性があります、そのことに自分たちだけでは気づきにくい場合があることに留意が必要です。
- また、評価の過程を通じて、自分の保育について肯定感をもったり、他者からの共感を得られたりすることも、より良い保育に向けて取り組む意欲につながるという意味で、評価の重要な成果として捉えることができます。ただし、そのみで評価の取組が終わってしまうことのないよう、評価の結果を踏まえて具体的にはどのようなことを改善・充実していくのかを明確化・共有することを心掛けることが重要です。

（自己評価において職員間の対話が生まれる環境づくりの重要性）

- 自己評価における職員間の対話を通じて、できるだけ幅広い視点を持ちながら考察を掘り下げていくためには、経験年数や職位・職種に関わらず、各職員が自由・率直に意見を出し合い、互いの気づきや考えが受け止められるような雰囲気であることが重要です。
- 話し合いの持ち方の工夫としては、例えば、テーマを決めて各自が考えなどを付箋等へ書き、その内容についてコメントする方法があります。付箋に書くことで考えが明確になり、話をしやすくなります。さらに、付箋に書かれた内容を共有し、類似していたり関連したりしている内容をまとめてグループを作るなどして分類・整理する作業を職員同士が一緒に行うことで、各々がそのテーマについて理解を深めていくことができます。
- また、保育場面の写真や動画、その他の様々な記録を一緒に見ながら話し合う、職員全体で話し合う前に少人数で話し合っておくなど、意見を引き出しやすい状態をつくり、対話が活性化するよう工夫することも重要です。一方で、話し合いが散漫にならないように、あらかじめテーマや観点を明確にしておくことも大切です。

(4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

- 保育内容等の自己評価に当たって留意すべき主な事項は、以下のとおりです。
 - ・計画的、効率的、継続的に実施する
 - ・可能な限り、職員全員が参加する
 - ・各職員が当事者としての意識をもって取り組む
 - ・評価の妥当性と信頼性を意識して取り組む

(計画的・効率的・継続的な評価の実施)

- 保育内容等の評価が実際に保育の改善・充実に資する取組となるには、各々の実情に即して評価の取組を段階的・計画的に進めていくこと、継続して日常的に行うことができる方法で行うことが重要です。自己評価の実施が過度な負担とならないよう、効率的に実施する方策を工夫したり、必要に応じて、評価の時期や方法等を適宜見直したりすることが求められます。
- 評価の取組を効率的に実施するための工夫として、例えば、ICT（情報通信技術）の活用により日々の振り返りや中長期の振り返りの内容等をまとめて管理・参照できるようにする、評価の結果を取りまとめた記録などを、テーマ・内容や読み手（個人の振り返り・職員間での共有・外部への公開等）に応じて分類・整理しておくといったことが考えられます。

(組織全体の参画)

- 保育所保育は、保育士をはじめ多様な職種や職務の職員が協働して行うものです。そのため、保育の質の確保・向上を目的として実施される保育内容等の評価は、保育士以外の職員や非常勤職員なども含め、組織全体で取り組むことが求められます。
- 多様な勤務時間・形態の職員がいることを踏まえ、一度に職員全員が集まるのが難しい場合には、会議を複数回・短時間で実施するなどの配慮も必要となります。全ての取組に必ず全員が参画しなくてはならないということではなく、職員間の話し合いを含め、自己評価の過程に職員全員が何らかの形で関わり、組織としての理念や改善・充実の方向性についての認識・理解を共有することが重要です。

(職員一人一人の主体的な取組の重要性)

- 保育の質の確保・向上を目的とした取組は、子どもたちのためにより良い保育を目指す職員一人一人の気持ちに支えられて成り立つものです。各職員が主体的に自己評価に取り組むことができるよう、保育内容等の評価の意義・目的について共通理解を図ることが求められます。
- また、各職員が当事者としての意識をもって自己評価に取り組むためには、施設長や主任保育士等のリーダーシップの下、立場や職種等に関わらず、どの職員も評価の取組に参画しやすい環境づくりが求められます。評価の実施に際して、特定の人の意見のみで話が進められていないか、経験年数の浅い職員なども分からないことを質問したり、思うことを率直に語ったりすることができる機会が確保されているかといったことに、意識を向けることも重要です。

(評価の信頼性と妥当性)

- 一般的に、評価を適切に実施するには、その評価を通じて捉えたいことを、「一貫・安定して捉えられているか」という信頼性と、「的確に捉えられているか」という妥当性を考慮することが重要です。保育内容等の評価においても、これらのことを意識しながら取り組むことが求められます。
- 例えば、同じ子どもの姿に基づく保育の振り返りにおいて、評価を行った保育士等のその時々気分によって、あるいはどの保育士等が評価するかによって、結果が大きく変わってしまうような場合には、安定した捉え方ができているとは言えません。
- また、保育内容等の評価に当たって設定した項目が、子どもにとって健やかで豊かな育ちに資するものであるかという視点から選ばれたものではない場合には、「保育内容の質」を的確に捉えたものとは言えないでしょう。
- 乳幼児期の子どもは発達による変化が非常に大きく、また個人差や個性も実に多様な存在です。保育は、そうした一人一人の子どものその時々様子や周囲の状況に即して、最もふさわしいと考えられる環境や関わりが求められるものであり、それらは必ずしも常に一律のものとは限りません。だからこそ、保育内容等の評価の実施に当たって信頼性や妥当性を意識することが、一連の取組を意味のあるものとしていく上でとても重要なのです。
- 保育内容等の評価において、信頼性や妥当性が高められるよう、できるだけ子どもの実態や保育に関する事実に基づく記録や様々な立場・視点から多面的に捉えた情報を根拠に、子どもの内面や育ちを様々な角度から探り、「子どもにとってどうか」という視座から保育のありようを問い続けるということが求められます。そのために、複数の記録・情報を集めて突き合わせてみる、評価の過程で多様な立場の人々からの視点を取り入れるといった工夫をすることが考えられます。
- また、園内研修等の機会を通じて、自分たちの行っている保育内容の評価の方法や内容が保育の質の確保・向上という本来の目的にあっているか、実効性のある取組となっているかといったことについて、保育所の組織全体で協議し、理解や認識を共有することも重要です。

5. 保育所における保育内容等の自己評価に関する結果の公表

(1) 自己評価の結果を公表する意義

○ 保育内容等の自己評価の結果を外部に公表することは、保育所が社会的責任を果たす上で重要な取組です。評価の結果を公表し、様々な人から意見を聞くことは、次の保育に向かう過程の一環に位置づけられます。

- 社会福祉法第 75 条では、利用者への情報提供が社会福祉事業の経営者の努力義務とされており、また、児童福祉法第 48 条の 4 においても、保育所の情報提供が努力義務として規定されています。さらに、保育所保育指針では、保育所の社会的責任として、保護者や地域社会に対して「保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。」とされています。
- これらを踏まえ、保育所の行った保育内容等に関する自己評価の結果を外部に向けて公表することは、保育所がその社会的責任を果たす上でも重要です。ただし、結果の公表は評価の「仕上げ」や「目的」ではありません。結果を公表し、様々な人から意見を広く聞くことは、保育について保護者や地域住民等と相互理解を深めるとともに、自分たちの保育の良さや特色、課題を再認識し、次の保育に向かう過程の一環です。

(2) 自己評価の結果の公表方法

○ 保育所における保育内容等の自己評価の結果を公表する際には、公表する対象に応じて、公表の方法・内容やその示し方・伝え方を考えます。

- 保育内容等の自己評価の結果を公表するに当たっては、まず公表の対象（保護者、地域住民等）が知りたいであろうと考えられる情報と、公表した内容について保育所側として意見を聞きたい情報をそれぞれ整理し、公表の方法や内容及びその示し方・伝え方を考えます。

(保護者を対象として自己評価の結果を公表する場合)

- 評価の結果に関して、保護者に公表し意見を聞きたい場合には、
- ・ クラスだより・園だよりなど、保育所で発行している通信に掲載して意見を募る
 - ・ 子どもの送迎時などの際に保護者の目につきやすい場所に掲示しておき、付箋に意見を記入して貼ってもらえるようにする
 - ・ 保護者会等の機会に報告・説明し、保護者同士のグループ討議の機会を設ける
 - ・ 連絡帳やインターネット上のサービスなど、保護者とのコミュニケーションのためのツールを活用して意見を求める
- といった方法が考えられます。

（地域住民等を対象として自己評価の結果を公表する場合）

- 広く地域の住民等に向けて評価の結果を公表し、保育の内容を伝えたい場合には、
 - ・ ホームページに掲載する
 - ・ リーフレットなどの資料を作成し、地域子育て支援事業の実施場所等を通じて関心のある人が手に取れるようにする
- といった方法が考えられます。さらに、地域の行事や入所希望者への説明会等の機会を活用すると、相手と対話して直接意見を聞くことができます。

（３）自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

- 保育内容等の自己評価の結果を公表する際は、主に以下の点に留意することが重要です。
 - ・ 対象（保護者・地域住民等）にとってのわかりやすさを意識する
 - ・ 個人情報の保護に十分配慮する
 - ・ 公表により得られた意見に対して、改善に向かう姿勢を示す
- 保育内容等に関する自己評価の結果を公表する際には、評価結果を見た人との対話が生まれるように、写真や動画等を使用したり、図やグラフで示したりするなど、わかりやすく提示することを意識します。
 - 自分たちの使用している用語や表現、場所や遊具・玩具の呼び方などが、保育所の職員同士では通じるものでも外部の人にはわかりにくい場合があることを念頭に置き、読み手の立場にたって文章の書き方や情報の示し方を考えることが重要です。読み手の立場で考えることは、自分たちが普段「わかったつもり」「理解を共有しているつもり」になっていることを改めて見直すことにもつながります。
 - また、保育所の自己評価に関して、結果だけでなく、「どのように取り組んでいるのか」「どのようなことを根拠として今回の結果となったのか」など、評価の過程についても示すことで、保育所が保育の改善や充実に向けて取り組んでいることの状況や意図など、保育所として伝えたいことについて外部の人がより理解しやすくなります。
 - なお、自己評価の結果を公表する際には、個人情報の保護に十分留意することが必要です。
 - 公表を通じて得られた意見に対しては、すぐに対策・対応の具体案を示すことができる場合もあれば、実情に即して中長期的に目標を立て、経緯を見ながら対応していく場合もあります。いずれにおいても、保育所として受け止めたことを掲示や通信等で早めに示し、改善に向かう姿勢を示すことが大切です。

別添. 保育内容等の自己評価の観点（例）

- 「どのようなことについて保育内容等の評価を行うか」、すなわち、評価の観点とその具体的な項目は、保育所保育指針に基づき、各保育所の保育理念や方針と、子どもや保育実践の実態及び地域の実情等に即して定めます。
- 各保育所で継続的・主体的に評価の取組を進めていくために、保育所保育指針及び各々の保育理念や方針について職員間で理解を共有し、これらと実際の子どもの姿や保育の展開等を照らしあわせながら、組織全体で協議して自己評価の観点や項目を設定することが望まれます。
- ここでは、各保育所において評価の観点を定める際の参考として、保育所保育指針に示す主な事項を、
 - Ⅰ 保育の基本的理念と実践に係る観点
 - Ⅱ 家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る観点
 - Ⅲ 保育の実施運営・体制全般に係る観点として整理した上で、各観点の内容に関するより詳細な事項の例を示します。
- これらの観点は、互いに密接に関連しあい、全体として保育の質を構成するものです。実際に評価の取組を進める際には、誰が・どの程度の期間の・どのようなことについて行うか（例えば、保育所全体でこの1年間の保育を振り返って現状や課題を広く全般的に捉える／保育士等が重点的に取り組むテーマを決めて、期ごとの保育の内容を詳細に検討していくなど）、保育所全体としての評価の取組の中での位置づけを踏まえて、一つ一つの観点について適当と思われる項目の分量や具体性の程度を勘案して定めます。

I 保育の基本的理念と実践に係る観点（例）

子どもの最善の利益の考慮
子どもの人権への配慮／一人一人の人格の尊重 等
子どもの理解
育ち／内面／個性／生活の状況／他者との関係性／集団（グループ・クラス）の状況 等
保育のねらい及び内容
発達過程に即したねらい及び内容／子どもの実態に即した保育の展開／健康・安全で心地よい生活／子どもの主体的な遊び・生活／体験の豊かさや広がり／子ども相互の関わりや関係づくり／集団における活動の充実 等
保育の環境（人・物・場）の構成
健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境／自己を十分に発揮できる環境／自発的・意欲的に関わられるような環境／多様で豊かな環境／活動と休息、緊張感と解放感等の調和がとれる環境／自ら周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境／状況に即した柔軟な環境の再構成／子ども・保育士・保護者等の対話を促す環境／地域社会の様々な資源の活用 等
保育士等の子どもへの関わり（援助・行動・言葉・位置・タイミング・配慮等）
養護と教育の一体的な展開（乳児保育・1歳以上3歳未満児の保育・3歳以上児の保育）／子どもが安心感や信頼感をもてる関わり／個人差への配慮／家庭での保護者との関係や生活への配慮／環境の変化や移行への配慮／子どもの変化に応じた活動の柔軟な展開とその援助／子どもの主体的な活動を促す多様で適切な援助／特別な支援や配慮を要する子どもへの関わり 等
育ちの見通しに基づく保育
全体的な計画／指導計画（短期・長期）／保育の記録のあり方・活用／行事の時期と内容／職員間の役割分担及び協力体制 等

Ⅱ 家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る観点（例）

入所する子どもの家庭との連携と子育て支援
家庭の実態や保護者のニーズ・意向等の把握／保育所の特性を生かした支援／保護者との相互理解（情報の提供・共有や保育への保護者の参加）／保護者の状況に配慮した個別的な支援／不適切な養育等が疑われる家庭への支援／プライバシーの保護／保育所全体の体制構築 等
地域の保護者等に対する子育て支援
保育所の施設や機能の開放／子ども・子育てに関する相談・助言や情報提供／一時預かり等の活動 等
地域における連携・交流
地域の多様な人々との連携・交流／自治体・関係機関等との連携／小学校との連携／他の保育所・幼稚園・認定こども園との連携 等

Ⅲ 保育の実施運営・体制全般に係る観点（例）

組織としての基盤の整備
組織及び保育の理念・目標・方針とその共有／管理職の責務とリーダーシップ／組織全体のマネジメント／職員間の同僚性／職員の勤務環境及びその管理状況 等
社会的責任の遂行
法令等の遵守／個人情報の取扱い／苦情解決／保護者や地域社会に対する説明責任／情報の開示、提供 等
健康及び安全の管理
保健的環境の整備／安全の確保／子どもの健康や発育・発達状態等の把握／健康の保持及び増進に係る取組／食育の推進／疾病・事故等の発生予防や対応に係る職員間の連携や体制構築／家庭や保健・医療機関等との連携／災害への備え 等
職員の資質向上
職員同士が主体的に学び合う姿勢と職場の環境／研修の機会確保と充実／体系的な研修計画の作成／研修成果の共有・活用／評価の実施と結果を踏まえた改善／保育内容等に関する実践研究 等

関係法令等

保育所保育指針（平成 29 年 厚生労働省告示第 117 号）（抄）

第 1 章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

（５）保育所の社会的責任

イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 保育の計画及び評価

（３）指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。（略）

エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

（４）保育内容等の評価

ア 保育士等の自己評価

（ア） 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

（イ） 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。

（ウ） 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

イ 保育所の自己評価

（ア） 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

（イ） 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。

（ウ） 設備運営基準第 36 条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

（５）評価を踏まえた計画の改善

ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

第5章 職員の資質向上

1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年 厚生省令第63号）（抄）

（保護者との連絡）

第36条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（業務の質の評価等）

第36条の2 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

社会福祉法（昭和26年 法律第45号）（抄）

（情報の提供）

第75条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

児童福祉法（昭和 22 年 法律第 164 号）（抄）

〔保育所の情報提供等〕

第 48 条の 4 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関する情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

子ども・子育て支援法（平成 24 年 法律第 65 号）（抄）

（特定教育・保育施設の設置者の責務）

第 33 条

5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する特定教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めなければならない。

